

大正期北樺太石油石炭業における企業と海軍の動向

堀内 一平

はじめに

本稿では、資源獲得運動における企業や軍の動きを大正期の北樺太を事例に考察する。資源の乏しい日本にとって常に重要な問題として認識されてきた資源獲得運動は、その動向や結果が外交・産業構造・軍や兵器の状況に大きな影響を与える重要な動きであり、そこには資源獲得実行主体となる軍や企業、制度・行政・外交面など周辺を整備する国など、様々な要素が必要となる。

資源獲得運動に関する先行研究は国内制度・外交交渉等、利権獲得を行う当事者ではなくその背景となる制度整備に関する研究に集中している。たとえば、武田晴人⁽¹⁾、橘川武郎⁽²⁾らには、燃料行政史の研究に関する著作がある。また、細谷千博⁽³⁾、富田武⁽⁴⁾、駄場祐司⁽⁵⁾には、日ソ基本条約締結に向けた外国人利権獲得運動を整理した著作がある。その一方、資源獲得の実行主体となった企業や軍の動向についての研究は

少ない。中でも、日本にとって特に重要な資源である石油利権獲得に関する企業や軍の動向は、ほとんど研究がなされていない。実行主体となる企業や軍の動きを知ること、初めて資源・燃料獲得運動の歴史が明らかにされる。それによりはじめて、外交・産業構造に関わる資源の不足に悩まされていた日本がどのように動こうとしたのか、その動きを考える上での重要な前提を得られるのではないか。

本稿では、大正期の北樺太を事例に企業や軍の動向を考察する。資源の乏しい日本では様々な外国での資源獲得運動が行われたが、日本企業による石油利権獲得は実質的に北樺太でしか成功しておらず、⁽⁶⁾【表1】に示すように他の外国石油獲得はすべて外国企業からの購入という形をとっている。また、大正期の北樺太は、【表2】に示すようにロシア革命・尼港事件・保障占領等、動乱の中で日本が利権獲得を目指し運動を行った場所である。第一章第二節で後述するように、一九二二年以前の北樺太は、外国人の利権獲得運動が激しさを増す前の時期であり、押川方義が第四回衆議院本会議で発言したように

【表1】原油重油調達総括表

年度	内地油	ボルネオ油	米国油	メキシコ油	ペルシヤ油	北樺太油	計
1909年	3,700						3,700
1911年	520	1,600					2,120
1913年	3,500	5,000	11,000				19,500
1914年	72,500						72,500
1915年	16,900						16,900
1916年	89,000						89,000
1917年		60,000					60,000
1918年		100,000					100,000
1919年		76,000	35,000				111,000
1920年		195,000					195,000
1921年		470,000	50,000	22,000	25,000		567,000
1922年		125,000	286,000	3,000			414,000
1923年		150,000	413,000				563,000
1924年		150,000	121,300			5,400	276,700
1925年		118,000	138,600			5,400	262,000
計		1,450,600	1,054,900	25,000	25,000	10,800	2,752,420
記事	<p>○本票は各年々の契約せる数量（大約）を油種別に表示し、重油燃料採用以来内外油調達の概況を示さんとするものなり。</p> <p>○本票に示す外大正十二年度以降同十五年度までは、受託製油作業の残重油を購入せり。</p> <p>○大戦中出征艦隊が外国官憲より供給を受けたる分及び直買額は本票に含まず。</p>						

※単位はトン

※ボルネオ油はライジングサン社（ロイヤルダッチシェル日本法人）が納入。

※米国油はスタンダード社が納入。

※メキシコ油は浅野物産が納入。浅野物産は現地石油会社から購買。

※ペルシヤ油は鈴木商店が納入。鈴木商店は英波株式会社から購買。

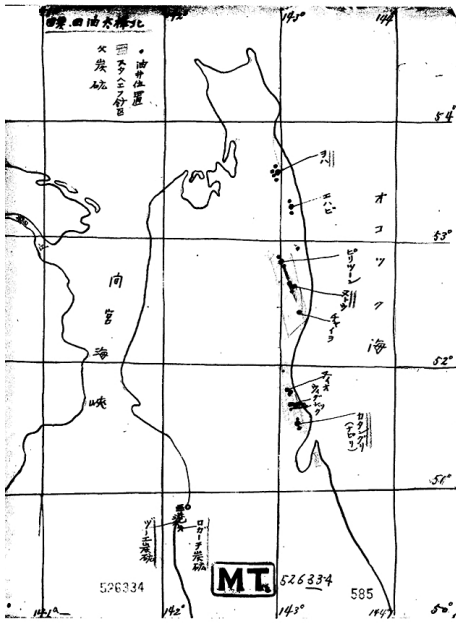
※出典は「海軍燃料沿革」362頁

【表2】北樺太石油石炭業関連事項

年	事 項
1880年	北樺太にて石油が発見される。
1903年	イギリス調査隊の北樺太調査。
1911年	松昌洋行、北樺太での調査を行いその資源の有力性を海軍と日本石油に報告。
1914年	久原鉱業調査開始。
1916年	桜井彦一郎、石油利権獲得へ向け本野駐露大使と接触。
1918年	久原鉱業とスタハーエフによる契約、北樺太石油の共同開発。
1919年	海軍の斡旋により久原鉱業、三菱合資、日本石油、宝田石油、大倉鉱業により北辰会結成。久原鉱業の北樺太石油利権を引き継ぐ。
1920年	尼港事件発生。北樺太保障占領。三菱合資とスタハーエフによる契約、北樺太石炭の共同開発。
1922年	北辰会は三井鉱山、鈴木商店を加え、株式会社北辰会へ改組。 洪澤同族、浅野同族、住友合資、大倉組、三井鉱山、三菱合資により薩哈噠企業組合の結成。三菱合資の北樺太石炭利権を引き継ぐ。
1925年	北樺太から日本軍全面撤退、日ソ外交基本条約、北サハリン東海岸の油田開発利権に関する協商、北サガレン石油企業組合へ改組。
1926年	北サガレン石油企業組合、北樺太石油株式会社へ改組。薩哈噠企業組合、北樺太鉱業株式会社へ改組。

※「海軍燃料沿革」「北樺太油田基調書」等をもとに作成。

【図】北樺太地図



出典：JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.B 07090834200、薩哈連州占領地施政一件/北樺太資源調査及評価 (5-2-6-0-33_4) (外務省外交史料館)

「外国の土地ではあるが、日本がやらうと思えばやることの出来る」、つまり外国の土地とは雖も自国の策を直ちに下し得る状況であった。その情勢の中、海軍は石油に注目し、研究史上では二流財閥に位置づけられる久原鋳業を中心に据え油田開発を行う。また陸軍は石炭に注目し、大財閥に位置づけられる三菱合資を中心に炭田開発を行った。大正期の北樺太は、日本企業が唯一石油利権を獲得できた地というだけでなく、保障占領という「外国の土地ではあるが、日本がやらうと思えばやることの出来る」特殊な環境にあり、また石油・石炭という当時の重要な資源をめぐり、異なる規模・性質の企業が軍と組み利権獲得を狙った場所である。本稿の目的とする資源獲得運動における企業や軍の動きを考察する上で、極めて好条件が揃う環境であり、本稿では以上より北樺太を事例に企業や軍の動向を追う。

北樺太石油石炭業そのものの動向に関わる先行研究としては村上隆⁽⁸⁾

寺島敏治⁽⁹⁾らの著作があるが、彼らの研究は北樺太石油株式会社・北樺太鋳業株式会社の経営状況を中心に行なわれており、それ以前の動向についての研究は少ない。

本稿の大きな特徴は「岸科日誌」を用いる点にある。尼港事件後、日本はロシアに正当政府存在せずと主張し北樺太を保障占領する。保障占領のため、一九二〇年七月二十九日から一九二五年五月二十五日にかけて薩哈連州派遣軍が派遣されたが、当地では占領地における油田炭田利権に関する調査が必要となった。陸海軍間の連携、また油田炭田利権の調査の必要から、海軍軍令部参謀岸科政雄に薩哈連州派遣軍もとの諜報・調査任務が下される。東京大学文学部日本史学研究室所蔵「岸科政雄関係文書」⁽¹⁾のうち、一九二〇年九月四日から翌年九月二十九日までの公務日誌である「岸科日誌」は、岸科が薩哈連州派遣軍司令官指揮下で活動した時期の日誌である。特徴は、「陸軍と石炭の關係」⁽²⁾、「北辰会の試掘作業方式への海軍の介入」⁽³⁾、「北辰会内部への海軍の批判」⁽⁴⁾等従来の北樺太石油業研究にない新論点を示す点にある。北樺太石油業も含め、研究の題材となりうる。

他の主要史料としては、外務省外交史料館所蔵史料、公益財団法人三菱経済研究所三菱史料館所蔵史料、防衛省防衛研究所戦史史料室所蔵史料等を用いた。防衛研究所所蔵史料には、現存しない「機密公文」を用い記された「海軍燃料沿革」が存在する。同書は海軍の燃料政策等について詳細に記された報告書である。⁽¹²⁾

本稿の構成は、まず対象とする年代を設定し、その当時の時代・外交・経済状況を概観する(第一章)。尼港事件以前における北樺太石油業への進出と企業の連関を明らかにしたうえで(第二章)、保障占領後石油業(第三章)、石炭業(第四章)において企業と軍がどのよ

うに関係性を持ったのかを明らかにする。

第一章 前提…対象期における外交・経済状況

本稿の対象とする主な期間は、シベリア出兵（一九一八年八月）からオムスク政府の崩壊（一九一九年十一月）、北樺太保障占領開始（一九二〇年七月）から北辰会株式会社化（一九二一年七月）を経て薩哈噠企業組合結成（一九二二年二月）までの期間である。

本期間の状況は、先行研究では外交・経済の分野に分かれ認識される。次節以降では、本稿の前提となる両分野の先行研究を分析し、両者の特徴を指摘する。

第一節 外交状況

本稿の対象とする期間の一つである、シベリア出兵の開始からオムスク政府解体に至るまでの間には、日本の北樺太石油利権への強い興味が見て取れる⁽¹³⁾。

一九一七年一二月の外交調査会における「露国単独講和の場合における帝国の対露政策」では、既に東部シベリア鉄道利権譲渡についての日本との協議、東支鉄道を満鉄に譲渡する策と並び北樺太の売却案が示された⁽¹⁴⁾。シベリア出兵後には一九一九年一月に、アメリカ資本に対抗し企業相互の競争調整を図る「極東興業団」を結成、二月には前年一月に成立したオムスク政府に田中耕太郎少将を派遣し北樺太石油利権についても交渉を行わせた⁽¹⁵⁾。このように日本は北樺太石油業を含むシベリアでの外国、特にアメリカの利権獲得運動を警戒した。実際に四月には覚書でアメリカに対抗しオムスク政府に排他的措置をと

らせる方針が確定し⁽¹⁶⁾、またオムスクに駐在する田中少将に柵内海軍次官からアメリカ・カナダ等の利権獲得運動をオムスクから排除させるよう電報が送られた⁽¹⁷⁾。同年五月にはオムスク政府との交渉の中で北樺太石油利権問題解決を目指す方針が示された⁽¹⁸⁾。

オムスク政府は同年二月に外国人による鉱山の利権の一切の出願を禁ずる等⁽¹⁹⁾、日本を含めた外国人利権獲得運動への引き締めを狙うが、日本は七月にオムスク政府承認の際に要求する、オムスク援助の代わりとなる石油利権等の見返りに関する覚書を決定する⁽²⁰⁾。そのような情勢の中で久原鉱業が単独で行っていたスタヘーエフとの北樺太石油共同開発は北辰会の五社に引き継がれる。同年夏には北樺太の大調査により同地油田の有望が明らかにされ、一月にはオムスク政府へ石油利権の獲得へ向け速やかなる打合せを日本政府が要望する⁽²¹⁾。しかし一月末にはオムスク政府は解体し、日本は利権獲得交渉の相手を失うことになる。

この期間では、日本は北樺太の利権へ注目し一貫して石油利権の獲得へ向け行動を行っていたと言える。

本稿の対象とするもう一つの期間である北樺太保障占領期には、「緩衝国家」「有産民主制」の極東共和国が成立し、利権獲得交渉へ向けた新しい動向が生まれる。

一九二〇年七月に尼港事件を受けて日本は北樺太を保障占領するが、同年四月にはヴェルフネウチンスクに極東共和国が成立し、同年一月にはチタを支配下に入れ極東共和国はチタに首都を移動した。新しく成立した極東共和国と日本は、一九二一年八月二六日から翌年四月一六日までの間に大連会議を行い、ここではシベリア出兵問題や利権を巡る動向について議論が行われた。日本が沿海州からの撤兵期限を

未定としたことで極東共和国は反発、また日本側も沿海州撤兵の代償として北樺太を六〇年間貸与することを要求するなど議論は紛糾し、両国間で合意を得るには至らなかった。大連会議開催中にワシントン会議も開かれていたが、ワシントン会議では日本は北樺太問題を議論にあげない戦略をとり、実際にアメリカなどは北樺太よりもシベリア撤兵が先決と主張した。⁽²³⁾ 利権獲得を目指す外国人活動家は極東共和国を請願対象とし行動を行うが、国際的にはシベリア撤兵が先決とされて日本の北樺太保障占領は看過され、そのためこの時期の極東共和国への請願は大きな意味を持たなかった。

この期間は極東共和国を抑えながら、ある程度日本が強くと北樺太石油利権を主張し、開発できた期間であったと言える。

つづいて本稿の対象外とはなるが、本稿対象期の特徴を示すため、続く日ソ交渉の展開について概述する。一九二二年九月に行われる長春会議、翌年三月から五月に行われる後藤・ヨッフエ会談、六月から七月の川上・ヨッフエ非公式予備交渉等では、尼港事件の後始末や北樺太撤兵問題などが討議された。日本は、シンクレア社等外国人の利権獲得運動を利用したソ連の戦略⁽²⁴⁾や、漁業・中東鉄道・満州鉄道問題での発言力低下などの恐れから段階的に北樺太売却という強い主張から利権の提供などへ要求を縮小せざるを得なくなった。国際状況として占領を続けにくく、また日ソ国交促進を必要とする時期であり、売却案を優先するよりも、なんとか石油利権を確保するように交渉術が変化していく。

本稿の対象とする二つの時期の特徴について考察すると、シベリア出兵からオムスク政府の崩壊までは、オムスク政府という利権承認主体の存在が意識される。オムスク政府に対し援助の見返りを求める等

して、国家をあげ石油利権を獲得を目論む状況が読み取れる。また、保障占領開始から北辰会株式会社化・薩哈噠企業組合結成までは、極東共和国の成立前後であり、まだ外国人利権獲得運動が本格化していない時期と言える。外交的にも、シベリア撤兵が北樺太撤兵に優先されて議論されており、そのため日本も北樺太撤兵は尼港事件の解決とセットにするべきと主張するなど強気の姿勢も保っている。このように、本稿の対象とする一九二二年までの動向は外国人利権獲得運動もある程度自由な開発ができる状況であったと思われる。このため、冒頭の押川の発言のように日本国内でも「外国の土地ではあるが、日本がやらうと思えばやることの出来る」状態との認識が持たれた。

細谷はこの時期について、「政府としては、保障占領の継続している間に既成事実を積み重ね、その既成事実と占領解除を交渉上の武器とする有利な立場から、来るべき日ソ両国の国交樹立に臨み、石油利権の獲得を何としても果たしたい⁽²⁶⁾」とするが、それに加えこの自由な時期に形だけではなく、利益ある開発をも望める環境が整っていたと指摘できよう。

第二節 経済状況

本稿の主な対象とする一九一八年から一九二二年までには、大戦景気と戦後恐慌が発生した。この時期を考察する上では、大戦景気にいて形成された二流財閥の動向と、それと対照的な動向を示した大財閥のあり方を考える必要がある。

大財閥について、霧見誠⁽²⁷⁾良は大戦景気における大財閥の拡大について「重化学工業化の展開にも拘わらず、財閥が消極的であった」とする。しかし、大財閥の拡大が消極的との判断は二流財閥の急激な拡大

に比べ相対的に消極的にうつるだけであり、実際には拡大の動きを見せていた。そもそも大財閥の特徴は強固な内部資本市場にあると武田晴人は主張する。内部資本市場の具体的な動向として、三菱の場合は各事業部門の独立採算制を採用し、また一九一七年から一九一九年にかけて各事業部門を株式会社として独立させた。分系会社設立前の各部署資金は固定されていたが、大戦ブームの事業拡大に伴い直系事業の急拡大が各部の利益の再投資を上回る資金需要を生み、合資本社部門にその調達を要請した。三菱鉱業でも自己金融的な資金調達に限界が生じ、一九二〇年三月には倍額増資を企てるも失敗、株式公開に至る。段階的に内部資本市場から外部への展開を企てたが、依然本家に縛られ、外部への展開に依る資金確保が柔軟に行われていない大財閥の様子が窺える。武田はこの状況を「同族の封鎖的所有の枠に縛られず、積極的に株式会社の活況を利用して利益増加を図り得ただけ、これらの有力株式会社（二流財閥のこと。筆者註。）の拡大の方が急であった。」とする。

二流財閥について、霧見は「鈴木・松方・久原・浅野・古河などの非支配的な二・三流の投機的冒險的資本家群」大戦期『新興』財閥」と定義し、久原を典型とし「証券市場を基礎に、公募形態を積極的に採用して社会的に資金を集中する開かれたコンツェルン金融を構築していった」と評価する。大戦期「新興」財閥の展開する重化学工業化は流通主導の投機的・冒險的性情格によって成立するものであったがゆえに一九二〇年代慢性不況の中で破綻を余儀なくされた。

個別的状況としては、三菱に関しては当初は出炭制限等石炭を取り巻く情勢が厳しかったが、大戦を契機に石炭の需要は高まった。しかし、戦争終結を機に再び苦境に陥る。会社として段階的に北海道、樺

太と進出しており、北樺太石炭についてはその外交的な状況を踏まえ三菱鉱業ではなく三菱合資が担当をしていた。久原鉱業は一九一二年に株式会社化、海外進出を熱心に行っており、その一環として北樺太にも進出したが、一九二〇年からの恐慌で大きな痛手を受けた。

以上の考察から、大財閥と二流財閥には次のような差が生まれたことが分かる。大財閥は内部資本市場、同族の封鎖的な所有を軸に経営を進めたため、急激な拡大ができない。一方、二流財閥は株式市場を元に資金を集め急激な拡大ができたが、その性質は投機・冒險的であり、戦後恐慌で大きな打撃を受けた。本稿で考察する三菱合資・久原鉱業はそれぞれ大財閥・二流財閥に研究史上位置付けられており、彼らの動きを考える上では重要な背景として考慮されるべきものである。

第三節 小括

本章では、本稿の前提条件としての外交・経済状況の背景を整理した。第一次世界大戦前後を画期として、石炭から石油へという、軍民の別に関わらない主要燃料の変化により石油の需要は増えており、海軍や民間企業の間で外地石油利権獲得が模索された。北樺太では石油については久原鉱業が先駆けとなり、その活動は北辰会へ引き継がれる。石炭については三菱合資が先駆けとなり、同じく薩哈噠企業組合へ引き継がれることとなる。外交の相手としては、オムスク政府の誕生と解体、極東共和国の成立前後という、北樺太利権の承認主体がそれぞれ意識される存在であった。オムスク政府については日本が積極的に国家承認の見返りに利権を要求する一方、極東共和国については国際世論が日本の沿岸州撤兵に注目し北樺太撤兵に視線が向いている間を利用し北樺太問題に対し強い主張をするなど、日本は強硬な姿

勢を取っていた。極東共和国成立中、日本は北樺太を尼港事件の代償として保障占領しており、そのため日本としては押川方義の語るように「外国の土地ではあるが、日本がやらうと思えばやることの出来る」状態であった。後に日ソ交渉の展開により北樺太利権に対し日本は強い要求を行うことが困難になるが、本稿対象期は日ソ交渉が大きく展開はしておらず、そのため強い要求をすることができた。

経済的には、内部資本市場を軸に穏やかな成長を遂げようとした大財閥の他に、証券市場をもとに急激な拡大を図った二流財閥が登場する時期にあたる。

本稿対象期間の北樺太石油炭業は外国の影響を強く受けずに企業が利権獲得運動を行える環境にあり、しかも運動を行った企業には異なる特色があった。

第二章 尼港事件以前の北樺太石油業・久原鉱業から北

辰会へ

第一節 北樺太石油業への民間企業招致運動

久原鉱業の北樺太石油業参入以前には、民間人の桜井彦一郎⁽²⁹⁾を中心とする利権獲得運動が存在した。この動向は駄場の著作にその概要が記されているが、駄場はあくまで日ソ外交における前提としての事実関係を紹介するにとどめている。本節では企業の動向を中心とする本稿の関心にあわせ、久原鉱業の北樺太石油業参入経緯を、人物関係を特に重視しながら分析する⁽³¹⁾。

北樺太石油利権獲得運動は一九〇五年から進んでおり、当初は石川

貞治技師・宮本雄介機関中佐らを中心とした活動が続くが、民間企業の関心を得るには至らなかった。同年に海軍は日露戦争後亜港⁽³²⁾の炭田を調査し、東海岸における油田についても情報を得るが、具体的な調査は行われていない。外国企業クレーの利権獲得運動もあったが、当時の海軍の関心は国内油田に限られていた。一九一二年には石川が北樺太東海岸の油田調査を行ったが、海軍において具体的に北樺太石油利権の重要性が認識されるのは一九一六年一月になる。液体燃料に関する調査任務のため駐英していた宮本機関中佐は、ロンドンでロシア人技師等が北樺太石油利権の獲得を狙っていることを知り、秋山真之少将に対し至急調査するよう進言する。しかし、国内企業は国内油田に関心を絞っており、北樺太油田調査の打診を受けた日本石油社長内藤久寛は同年二月「北樺太は遠隔極寒無人の郷にして、殆んど問題とならず。而も、石油は内地に於いて採掘すべき余地尚大いに存するを以て、何を苦しんでか北樺太に入るを要せんや⁽³³⁾。」としこれを断つた。当時、タンカー不足でアメリカ・蘭領インドからの石油輸入が減退する一方国産石油の産出量は一九一五年から一九一七年に最高水準を記録していた。一方、大口径鉄管の輸入途絶による試掘難で供給が必要に追い付かず、一九一九年にかけて価格は高騰し、日本石油・宝田石油は巨利を博していた⁽³⁴⁾。国内で石油業に強い影響力を持ち実績の豊富な日本石油に断られたため、海軍は北樺太石油業への民間企業参入につき再考する必要があると訴えた。石川は桜井を訪ね、調査報告を示し政府要路の参考にする⁽³⁵⁾ことを訴える。桜井は首相大隈重信と関係があり、利権獲得へ向け政府を直接動かせる存在であると石川が考えたと思われる。

桜井は、一九一六年以降運動を始め、同志として大隈重信の養子大

隈信常、大隈重信と関係の深い押川方義を巻き込んだ。大隈信常は大隈内閣にて秘書官を務めていたが、一九一五年に衆議院議員になり、また押川は明治末年から大正初期にかけて鉱山開発、満蒙独立運動に携わったが一九一七年には衆議院議員となる。

桜井は大隈信常・押川と共に首相大隈重信に訴え海軍に助成を求める他、外務省とも交渉を重ね、また一〇月上旬露都に一ヶ月滞在、本野大使の斡旋もあり先方と日露共同開発についての相当の了解を取る。

一方、桜井在露中大隈信常と押川は内地にて、大隈重信の斡旋もあり久原鉱業社長久原房之助を説きその後援を得た。押川から桜井への書簡には「大隈侯爵（大隈重信のこと。筆者註。）と協議の結果左の事項を電告す。今回此団体に久原房之助を加入せしめれば、最早事業上の能力に欠くる所なし。本野大使と熟議を遂げ、此際是非とも油田調査の特権だけでも獲得せよ。」とあり、大隈信常・押川らは油田利権獲得へ向け資源利権獲得に必要な①制度面整備（露国承認）、②開発主体（久原鉱業）の両者を求めた事が分かる。久原鉱業は日本石油が拒否した状態の中で最良の実行主体として桜井らに認識された。ここに久原鉱業と桜井の関係が発生した。

第二節 久原鉱業参入経緯

第一節で示したように、久原の北樺太参入経緯は大隈を通じて話が通されたことによるが、一方で当時の久原鉱業はどのような状況であったのだろうか。

当時の久原鉱業は、第一次世界大戦の活況下であり、鉱山業を中心とする展開、特に銅の生産が活発であった。一九一七年には産銅量全国一位であり、一九一八年での生産量全国比は金四〇%、銀五〇%、

銅三〇%と高いシェアを誇っていた。一方石油業では、一九一四年の黒川油田大噴油をうけ国内産油への期待が高まっており、久原鉱業も同年石油業へ進出した。進出の際に示された「鉱区調査の方針」では、当初は内地油田に対象を限定していたが、一九一六年以降は海外油田にも注目するようになる。背景には海軍の石油輸入方針があり、「海軍燃料沿革」には海軍の石油輸入方針について以下のような記述がある。

更に大正五年十二月、海軍大臣決裁に基き再び石油輸入主義に戻り：海軍に対する燃料油納入運動をなすもの現れ、殊に大正八年初頭の頃より大正九年に亘り久原、鈴木、三井各系及其他大小の我資本家にして外国石油業者と連絡し海軍に対し納入方を陳情するもの少なからず。

この記述から、一九一六年の海軍の方針転換により納入側の企業も方針も転換せざるを得なくなった情勢が窺える。海軍は国内油田の産出停滞と、低価格の石油への期待により方針を転換した。⁽⁴³⁾ その方針転換の時期に桜井は大隈重信を経由し久原鉱業に接触した。久原鉱業側にも北樺太石油業に参入する条件が整っていた。

では、久原鉱業の北樺太石油業への参入はどのように進展したのだろうか。一九一七年の久原鉱業の北樺太石油業後援決定後、二月革命の後も基本的な計画はそのまま実行している。同年一〇月には桜井は久原鉱業側職員と共に浦塩に至り技師ポレイと会談、ポレイはスタヘーエフを紹介し、ここに久原鉱業とスタヘーエフの関係ができる。スタヘーエフについて、本野一郎の知遇を受け露都大学を卒業し、欧亜貿易商会を経営した大井包高は「スタヘーエフ商会は戦前の露貨五十億ルーブルの合資会社にして、バトリーンは其の実権者なり。其の経

管にかかる事業は銀行、私有鉄道、綿花栽培及び紡織、穀類、運輸、船舶、鉱山、石油、漁業、森林、パルプ及び製紙、出版、電信などの各方面に亘れり、現在露国は大動乱の渦中にありと雖もスタヘーフ商会のみは独り其の事業を中止せず、敏活に行動せるは、実にバトリンが過激派の頭目と親善にして大いに尊重せらるるに由る」と語り、革命という状況下にもかかわらず革命に影響を受けずに契約等のやりとりができる相手であったことがうかがえる。また、スタヘーフは三井、三菱と並ぶ巨大大商社との認識ももたれていた。⁽⁴⁵⁾一九一八年五月にはスタヘーフ総支配人バトリンが技師ポレポイを伴い来日、共同開発に関する覚書を定める。内容はスタヘーフが鉱業権を獲得し、久原出資で十分な油田調査を行い、その上で両者共同の会社を組織し、事業を遂行するものであった。

第三節 北辰会の結成

前節でみたように久原鉱業は北樺太石油業へ進出するが、その一方久原鉱業内では北樺太石油業進出につき意見が分かれていた。当時の久原鉱業の実力者としては、竹内維彦、田辺勉吉、林謙吉郎の三人があげられよう。⁽⁴⁶⁾

竹内維彦は、東京帝国大学工科大学鉱山冶金学科卒業後、藤田組に入社した。久原房之助の下で活躍し、一九〇七年久原鉱業所に入社。鉱山・製錬の各分野を技術化した第一人者であり、久原鉱業所二代目所長、日本鉱業初代社長となる。久原鉱業では技術分野の第一人者であった。⁽⁴⁷⁾田辺勉吉は東京帝国大学法科卒業後、住友銀行に入社する。田健治郎発起の九州炭鉱株式会社取締役支配人に就任し、続いて久原鉱業入社、東京支店長として活躍した。北辰会では専務理事を務め

た。林謙吉郎は久原鉱業の南方開発の責任者である。久原鉱業は東南アジアの鉱物・石油利権を得ようと活動した。結果として鉱物資源・農園等は得たが、南方石油事業は英米資本の前に獲得失敗となる。⁽⁴⁸⁾

「北樺太油田基調書」によれば、久原鉱業内は北樺太石油業参入に慎重な竹内派と積極的な田辺派に分かれていた。鉱山関係の主宰は竹内であったが、田辺は桜井等の活動を支持し、久原房之助を説き一九一八年に強引に調査隊を派遣させたという。田辺が北樺太石油業参入に積極的だった背景には、田辺が大隈信常ら北樺太石油業推進派との関係が深かったことがある。大隈信常と田辺はもともと東京帝国法科大学の同期生であるが、久原鉱業東京事務所長であった田辺は政界人との関係を深く持ち、その中で大隈信常との交流を更に深めた。⁽⁴⁹⁾その関係により、久原鉱業が北樺太石油業に参入した際には田辺は会社を代表して協議画策を行ったという。⁽⁵⁰⁾

調査隊派遣後、久原鉱業内では積極的な事業推進を避ける動きが発生した。「北樺太油田基調書」では、事業推進悲観側の竹内派と積極的な事業推進を主張する田辺派の対立が続いていたとし、主人久原房之助が事業の方針を巡り逡巡していたこと、また広く民間企業の組合形式をとった方が政府の支援を得易いこと等から海軍内に於いて組合形式による統一的な開発作業を進める意見が大勢を占めるようになってきたとある。久原、竹内らが積極展開を避ける動向を示した背景には、北樺太石油利権を承認する主体であるオムスク政府の動向があった。一九一八年五月に久原・スタヘーフ契約が成るが、一九一九年二月にはオムスク政府は外国人による鉱山新出願を停止している。オムスク政府は日本に対し政府の承認や援助を求める交渉の手段として北樺太石油業を認識していたようであり、一九一九年五月には援助の見返

りに北樺太油田問題につき重大なる譲歩をする用意がある旨が伝えられた。⁽⁵⁾ 当時の北樺太石油業を手段とした日本・オムスク間の外交状況については第一章第二節にて概述したが、これらの内部・外部的事情を考慮し海軍側は久原鉱業だけでなく、広く民間企業の組合形式をとるよう決定した。

しかし、久原鉱業側には北樺太調査事業についてリスクを負いながら先陣を切ってきたとの意識が強く、他社との組合には難色を示した。「北樺太油田基調書」によれば、「尚此より既に久原は日本、宝田両石油会社が樺太に意動くを知るや堅くスタヘイエフとの協約を盾に取りて他の日本の会社が樺太油田に進入することを肯ぜざらんとする態度を示し」とある。海軍は日本石油・宝田石油と久原鉱業の競争を恐れ、大倉鉱業の利権獲得運動もあつたのでこれを加え、また三菱鉱業と久原鉱業の内約により三菱合資も組合に参加させ北辰会を結成させた。海軍側は北樺太石油業での久原鉱業の優先的立場を認め、久原鉱業の不满を抑えるため北辰会勢力の半分を久原鉱業に保有させ（後に三菱鉱業の内約のためさらに両社はこれを折半）、残りを日本石油・宝田石油・大倉鉱業の三社に分割させた。これらの動きをみると、海軍は北樺太石油業に関し、調停者として企業の動きを統制しながら監督を行っている。この背景には、海軍側の戦略、すなわち久原鉱業だけではなくより確実な勢力を引き入れた上で政府から資金を得ようとする戦略がある。元来久原鉱業は石油業界では新興の会社である。石油業の経験が豊富な日本石油・宝田石油を取り入れようとしていたが、日本石油に関しては前述したように一九一六年時点で北樺太石油業進出をリスクを理由に断られている。そこで、一九一六年より積極的に海外石油事業に進出していた久原鉱業に調査を行わせ、久原鉱業を起

に徐々に北樺太石油業へ日本石油・宝田石油等を引き込もうとした戦略が窺える。企業の自由競争ではなく組合形式にしたのは、まず企業が利権獲得主体とすることで英米等外国からの非難を避ける一方、不要な企業間競争により開発の遅延やそれに乘じた外国人利権獲得運動の発生を防ぐためであり、その方針は大陸での臨時シベリア経済援助委員会の結成からも窺える。そもそも久原鉱業を北樺太石油業へ参入させたのは海軍ではなく、首相大隈重信を動かした桜井ら有志一派であり、久原鉱業参入に積極的に関わつたのはあくまでも大隈重信や外務省だと考えてよい。海軍は久原鉱業を中心に据える方法は考えていなかった。

一方、久原鉱業としては第一章第三節にて述べたように拡大の一途を辿る時期であり、石油業についても積極進出を行っていた。外交問題を含め社内では積極進出派の田辺と慎重派の竹内にわかれ、その派閥争いは社長久原房之助をして進出か慎重かを悩ませていた。積極進出を主張した田辺には大隈信常が背景にあり、政府の北樺太積極進出策に影響されていた可能性もある。田辺の主張により調査隊が派遣され、その結果北樺太油田の有望が明らかにされたことで日本石油・宝田石油にも食指を動かし、北辰会参入の端緒となる。久原鉱業としては、北樺太石油業への早期進出により大きなリスクを負う一方、海軍をして優先権を認めさせ組合形式となるも北辰会にて三菱と並んで最大勢力を持つことができた。

第四節 小括

本章では、尼港事件以前の北樺太石油業、具体的には久原鉱業の北樺太石油業への参加と久原鉱業が手掛ける事業が北辰会へ引き継がれ

ていく様子を概観した。久原鉱業参入には個人の力が大きく働き、また久原鉱業参入は必ずしも海軍の望む最善解ではなかった。一方、久原鉱業は石油業に関しては内地油田に開発を限定していたが、その方針を変え北樺太石油業に参入した背景には、一九一六年の海軍の外油輸入主義への転換があった。そうした背景を踏まえ北樺太石油業に参入しようとした久原鉱業は、ロシア有力商会スタヘーエフと契約を結び、共同開発を行うに至る。しかし、オムスク政府の外国人鉱山利権出願停止措置は久原鉱業内の竹内派をして北樺太石油業積極参入に反対させ、一方、久原鉱業内の田辺派は大隈信常との関係もあり北樺太石油業積極参入の方針を崩さず、社内では派閥争いが起こるに至った。これを踏まえ海軍は三菱鉱業・日本石油・宝田石油・大倉鉱業を加え北辰会を結成させるが、ここには海軍の企業調停者としての側面が窺える。海軍としては、広く国内企業の連合体の形をとることで政府から資金を得易くする一方、開発初期の高リスクを久原鉱業に負わせたことで日本石油や宝田石油という国内の主要石油会社の参入を得ることに成功した。久原鉱業としては、初期の高リスクを負ったこともあり他社の参入に消極的であり、また抵抗する姿勢を示した。この姿勢が海軍の信頼を失ったことは結論にて考察するが、その一方で久原鉱業は北樺太石油業に早期に進出することで海軍をして優先権を認めさせ、組合形式となるも北辰会に於いて三菱と並んで最大勢力を持つことに成功したのである。

第三章 保障占領期の北樺太石油業・北辰会の株式会社化

第一節 尼港事件発生と北樺太保障占領

一九一九年五月に北辰会が結成され、調査活動が続いていたが、その一方尼港には一九一八年七月に日本軍が派兵され、翌年五月には尼港は占領されていた。一九一九年九月以降オムスク政府の勢力弱体化につれ尼港周辺の過激派の勢力は強大化しており、一九二〇年一月から五月にかけて所謂尼港事件が発生した。これに伴い同年七月三日日本は北樺太を保障占領し、九月以降軍政を敷いた。

薩哈噠州派遣軍の具体的な構造・行動は、参謀本部編『西伯利出兵史・大正七年乃至十一年 第三卷』（新時代社、一九七二年）⁽³⁴⁾の三七六頁―一三八三頁を参照されたい。薩哈噠州派遣軍は陸軍の下に属した。同書は派兵状況、対岸（尼港、泥港）への派兵状況、海軍第三水雷戦隊の動向、軍政の状況を記している。

軍政は薩哈噠州派遣軍により行われたが、北海タイムズ特派員鈴木敏三は、「薩哈噠感想記」⁽³⁵⁾の中で軍政部の動向を指摘する。すなわち、その占領形式軍政部当事者の言に聴くも「占領の形式が前代未聞な為前例として拠るべき基準がない、随って諸準備概ね常識圏内でやって居る」状況であるという。占領の形式は「吾薩哈噠派遣軍司令官の権限は所謂大権の□□統治であって畏くも天皇統治権御委任」であり、「軍司令官の発する軍令は差詰法律に該当し軍政部長の発令に成る部令は即ち内閣各省大臣の省令にも当れば地方庁長官の発する庁令とも成る」という。このように軍政は陸軍下にある薩哈噠州派遣軍が敷い

たが、一方石油石炭については次の覚書⁽⁵⁶⁾が一九二〇年七月一六日に決定された。

覚書（外務、陸軍、海軍、農商務間に決定）露領樺太に於ける油田炭田に関する件

露領樺太油田及炭田に関しては既に屢次の閣議に於いて決定せられたる処、同方面軍事占領中左記諸事項に関する諸方針の案件は従来の上之が実行を促進する事に致度。

記

一、油田及炭田に関する事
二、右に関連し之が運輸機関の諸施設に関わること

この覚書により、油田・炭田それに付随する運輸機関については海軍が担当⁽⁵⁷⁾となっていたが、実行の主体は軍政部下にある鉱業課であった。鉱業課は鉱業に関する取締・行政を行っている。一九二〇年八月三十一日には鉱業取締令が発され、鉱業権の出願移転行使禁止やその例外は軍政部が決定すること等が記された⁽⁵⁸⁾。石油・石炭については方針の決定は海軍省が行うも、実行の主体は薩哈噠州派遣軍軍政部、つまり陸軍という状況が窺える。また、本稿冒頭で示した「岸科日誌」の執筆者である岸科政雄は、軍政部附海軍将校として陸海軍間の連携、また油田炭田利権の調査を任務として活動していた。

第二節 北辰会経営悪化と北辰会解体論

一九一九年五月より活動していた北辰会であるが、結成後の活動の進捗は順調とは言い難かった。調査が行われるものの、必要物資の現地調達不可能、気候過酷、冬季作業の困難、交通不便（道路港湾な

し）、一井の試掘に数十万円かかること等から北辰会の意気は沈み、海軍が督励している状況であった。一九二〇年一月には尼港事件の余波を受け北樺太東海岸にも多数の兇徒が現れ、作業地を破壊した。そのため作業員は退避し、事業は停止した。これをうけて一九二〇年二月には北辰会幹部が海軍へ資金援助の陳情を行っている⁽⁶⁰⁾。これらを背景に、日本による北樺太保障占領後は北樺太石油業における調査事務主体は北辰会から海軍へ移管された⁽⁶¹⁾。北辰会は海軍より事業を請負う形で北樺太石油業に携わることになる。この移管の背景には、北辰会の資金難にともなう資金前払いを行いたい海軍の苦心が窺える。当時の会計法規では前払いができなかったため、請負形式にすることで前払いを可能にした。これらを背景に、一九二〇年からは北辰会支出の殆どが海軍が負うようになった。試掘調査は基本的に衝動式だが、海軍直営事業として回転式（ロータリー）をとるよう意見もあった。しかし、「経費を少なくしてなるべく広き地域に亘って調査するの必要」⁽⁶³⁾等、費用の問題も存在していた。

北辰会の活動形式には様々な問題があり、そのため問題の解消へ向け北辰会を解体する案も存在した。北辰会活動形式の問題を探るため、北辰会規約⁽⁶⁴⁾を示す。

北辰会規約

第一条 本会は北辰会と称し、北樺太油田に関する権利を獲得し之が調査及び開発を為すをその目的とす。

第二条 本会会員及其持分を定むること左の如し。

久原鉱業 四分の一 三菱鉱業 四分の一 日本石油 六分の一 宝田石油 六分の一 大倉鉱業 六分の一
但し三菱鉱業株式会社の持分に関する権利義務は、同社

と久原鉱業株式会社との内約により当分後者に於いて代理するものとす。

第三条

本会は、大正七年五月二十一日露国イワン・スタヘエフ商会と日本久原鉱業株式会社との間に協定せる覚書に基づき、久原鉱業株式会社の保管せる一切の義務を継承し、イワン・スタヘエフ商会の現在所有し又将来獲得すべき北樺太の石油特許区域又は石油鉱区に対し企業的調査を為すものとす。

第四条

本会はイワン・スタヘエフ商会を督励且援助して現在同商会の有する北樺太石油鉱区を完全に保有せしめ、又將來其獲得を為さしむるものとす。

第五条

本会の事業範圍を北樺太石油地帯全部とし、イワン・スタヘエフ商会の所有せる鉱区以外に於いて之が權利を獲得する為め、本会員中一二の名義を以て露国官憲又は露国資本家と交渉協定する場合あるも之に因りて獲得する鉱区の權利義務は一切本会に提供せらるべきものとす。

第六条

本会員は、本会を離れて北樺太の石油鉱業に関係せざるものとす。

第七条

本会は企業的調査の成績により、何時にてもイワン・スタヘエフ商会と合同して事業会社を組織するものとす。

第八条

本会の要する一切の経費は会員各自の持分に比例して分掌支出するものとす。

第十一条

本会加入当事者は各一名の代表者を出すものとす。其代表者を理事と称す。但し三菱鉱業株式会社の代表者は当分久原鉱業株式会社の代表者これを兼摂す。

第十二条 理事は専務理事一名を互選す。

第十三条 本会は覚書第四項の組合員中一名を参与とす。

第十六条 本会の存続期間を大正八年五月一日以降滿三年と定む。

規約を見ると、第八条に経費は会員各人の持分に比例して分掌支出することが記され、第十二条で理事の中から専務理事を選出することが決められているが、そもそも持分とはどのようなものか、どのように組織の意思決定が行われていたか等については規約からはわからない。北辰会の活動実態としては、専務理事田辺（久原系）や参与桜井（発起人）が中心となつて動いていた。⁽⁶⁵⁾ 北辰会の作業実態としては、各企業の派遣した鉱夫と各地で集められた人夫が企業ごとに調査隊を組んで活動したようであり、各調査隊がその企業の方針に基づいて動いていた可能性もある。各企業の方針に基づく調査活動は、各企業の投資姿勢をそのまま反映しかねない状況を生む。日本石油、宝田石油などは、北辰会結成に関し、久原鉱業が半分の勢力を握ることに反対し、すべての組合参加員が均等な勢力を持つことを主張していた。⁽⁶⁷⁾ 勢力が均等でない配分になつたため投資に対するリターンも均等にならず、日本石油・宝田石油は投資に積極的に動く誘因が無くなつていた。「岸科日誌」には「不振極まる北辰会の裏面には石油噴出を喜ばざる日石、宝田等のあるあり、削井に従事する技師及職工、亦両者よりの借り者なり。調査に籍口し事業の発展せざるは当然なり。」とあり、岸科から見ても日本石油、宝田石油が事業に向け積極的でない姿勢に現れた事が分かる。⁽⁶⁸⁾

これらを背景に、北辰会は「北辰会の組織が完全なる法人組織に非ずして各人の集まり世帯のこととて、内部は統一を欠き諸事円滑なる能はず資金は枯渴⁽⁶⁹⁾」等厳しい状態となつていた。北辰会解体論として

は、岸科（北辰会を離れて真に直営の形式に出づるか兎に角国防資源の根本的解決に百尺竿頭一步を進め政府事業として躍進せざれば：事業の挫折に終ることなきか）、軍務局員豊田貞次郎（北辰会と独立し政府事業として徹底的に試掘採油政策を樹立せんと欲す）などの声が残されている。解体論者は請負方式にしてもなお残る各企業の熱意の差による事業停滞を避けるため政府直轄方式を提唱していたが、一方で具体的な事業推進方針は示されなかった。

その一方で北辰会存続論もあつた。存続論者は北辰会の不備を正すため、株式会社化することを検討する。株式会社化の根拠としては、一九二〇年九月二八日覚書議題第一（ロ）に基づく。以下覚書を提示する。

覚書（大蔵、外務、陸軍、海軍、農商務） 薩哈噠州油田炭田に関する件

議題第一、現在北辰会が継承したるスターフ久原協約に基づく鉱区については今後いかなる手段に依り事業を進行せしむるを可とするや。

協定、本議題スターフ久原協約関係鉱区の如きは、速やかに之を日露合併の事業の形式に移し、我軍司令官公認の下に事業を促進せしめ置くを以て安全かつ穩当なる措置とす。而して之を日露合併事業と為すには左の二法の内適當なる一つを選ぶを可とすべし。

(イ) スターフ会社をして北辰会と合併して協約鉱区の開發採掘を為し度旨駐在軍司令官に申願せしめ同官に於いて之を許可すること。

(ロ) 先ずスターフ会社と北辰会と共同し同組合の名に於いて

前項の如く駐屯軍司令官に申願すること何れの場合を實行するにも北辰会の組織は此際便宜相當なる株式会社に改め其關係と責任とを明にせしむるを便とすべし。

結局井出海軍次官と北辰会理事は覚書を交わし、株式会社化につき合意する。株式会社化を巡る議論の中では、帝国石油（鈴木商店系）、高田商会等国内石油業者の利権獲得運動もあり、北辰会と対立する企業を育成する案も出たが、北辰会に組み込むような方針に決定される。独占企業体となるため、開發を進めずに利益を得ようとする等の腐敗を防ぐため重要会議には海軍軍需局員を列席させる等の対応をとることも決定された。以下は株式会社北辰会定款である。

株式会社北辰会定款

第一条 商号は株式会社北辰会と称す。

第二条 營業の目的は左の如し。

一、石油其他の鉱物の採取精製及売買

二、前号の業務に關係ある化学工業

三、以上の目的を達する為め必要なる附帶の業務

第四条 資本金は五百万円とす。

第六条 株式は十萬株とし一株の金額は五十円とす。

第二十条 取締役七名以内監査役五名以内を置く。

第二十一条 取締役の内より互選を以て会長一名専務取締役一名を置き、必要に依り常務取締役一名を置くことを得。

定款を見ると、組合時代の北辰会と比べ資本金の決定や株の譲渡の条件、取締役や会長の決定など組織としての形態が整えられた印象を受ける。

北辰会解体論が叫ばれる中で存続論が採用された背景には、二つの

理由、すなわち極東共和国の動きと国の事業推進能力欠如があった。

極東共和国については第一章第二節で示した通りであるが、オムスク政府に代わる新たな利権承認主体として日本側に強く意識をされる存在であった。当時まだ国際世論は日本の沿海州撤兵にのみ注目しており、日本の北樺太撤兵までは強い要求がなされなかったが、国直轄事業を北樺太で行えば国際世論は北樺太へ注目することになる。国際世論紛糾を避けるためにも、政府は民間企業の企業活動との形を取ろうとした。一方、民間企業の活動との形をとる場合、例えば後に発生するシンクレア社の侵入に関して、シンクレアは鈴木商店との合同開発の形をとったが、国内企業の競争が発生すればそれに外国企業が乗じる可能性は大きくあった。更に、北樺太の利権を承認する権利を主張する極東共和国へ利権承認請願を行い、それが認められれば極東共和国利権承認を盾に外国企業、また外国政府が利権を強硬に主張することも考えられる。これらを背景に、国内企業の競争を抑え、極東共和国への利権請願運動が活発化する前に確実なる開発を進めたいとする海軍の意図を読み取ることができる。このため企業の競争を抑え、協同して開発にあたらせる調停者としての海軍の立場が明確になった。また、国に事業推進能力が欠けていた事も国の直轄方式をとれなかった一つの理由である。岸科や豊田は企業の利益追求姿勢に影響されないよう直轄方式を主張したが、具体的な方針を示さなかった。現に今までの開発は、一部は農商務省の技師など政府から出されているが、多くは民間企業から技師、鉦夫、人夫が出されている。民間企業に頼っていた事業をすべて直轄化するには莫大なコストがかかり、この方法は現実的ではなかった。

これらを背景に、北辰会は一九二一年七月には株式会社化される。

第三節 会計収支と削井方式に見る北辰会株式会社化の効果

株式会社化により北辰会の会計収支は明確化した。第四回株式会社北辰会営業報告書⁽⁷⁶⁾によると、収入は雑収入のみ、支出は主に本社費と鉦場費の二種に分かれている。鉦場費の内訳は、給与・旅費・通信運搬費・機械器具材料費・消耗費・衛生費・燃料費を示し、海軍が負担する人夫賃、機械器具代以外は北辰会が負担していたことが分かる。

第三回までの営業報告書は『三菱社誌』⁽⁷⁷⁾に収録されている。株式会社北辰会の経営状況は【表3】のようになっていた。

一九二二年のオハ噴油に至り北辰会は黒字化するが、それまでは厳しい経営状況であったことが窺える。北辰会の収入は雑収入、具体的には試掘により得られた石油を処分・販売することによって得られた収入⁽⁷⁸⁾のみだった。資本金については、組合時代には特に決まっていなかったが株式会社化したことにより株金五〇〇万円と定められた⁽⁸⁰⁾。株式会社化により責任所在の明確化、資金構造可視化、参加企業の開発促進誘因構造形成が進んだ。

試掘作業削井方式には変化が見られたのであろうか。削井方式には岸科の次のような指摘があり、当初は問題を抱えていたことが分かる。二月五日又イオ鉦場の現況は：掘深進捗せず、チャイオ鉦場：右の状況を小官視察当時と比較略述するに、両井共四百間掘深を要するものとして北は五カ年南は一カ年半を要す。之を日本石油澆谷五百五十間の油井を八十日間にて掘深したる一例に比較すれば雲壤の差あり。斯の如きは綱掘の常事にして、恰も大正元年ロタリー式輸入以前我石油業者の殆ど衰滅に帰せんとしたる当時の状況に髣髴たるものなり。識者は勿論探鉦法の初歩を習得せる素人

【表3】株式会社北辰会収入支出表

	収入	支出	本社費	鉱場	備考
	計	計			
第一回	548,322.49	567,277.85			
第二回	291,710.70	343,510.96			
第三回	679,430.95	495,798.50			※オハ油田噴油
第四回	347,727.17	262,827.65	53,593.80	209,234.10	

※第一回…1921年7月から同年11月

※第二回…1921年12月から1922年5月

※第三回…1922年6月から同年11月

※第四回…1922年12月から1923年5月

※出典は第一回から第三回までは『三菱社誌』、第四回は「第四回株式会社北辰会営業報告書」(ジャパンデジタルアーカイブズセンター企業史料総合データベース)

※単位は円

と雖も亦之を聞き茫然たる次第なり。ロータリー式と雖も地質の調査の能く之をなし得るものにして、網掘を以て理想の調査法として一に之に信頼し四囲の状況を考察すること無く、為に種種の悪評を招き又極大なる経費を擲つが如きは、海軍直営事業として座視するに忍びず。今年はずいとも北辰会を督励し、必ずロータリー式に依らしめらるること絶対に必要なりと信ず。徒に距離の遠隔海上の不良等に籍口し事業の進捗せざるを解明することなく、雪解けと同時に輸送を開始する如く計画指導を必要とす。⁽⁸¹⁾

北辰会は網掘を採用していたが、株式会社化をきっかけに上総掘とロータリー式を採用するようになった。試掘作業での削井方式は、試掘作業の進捗と費用を大きく左右し、どの方式をとるか企業にとって慎重な判断が必要になっていた。網掘は二〇世紀初頭まで世界的に主要な削井方式であった。やぐらを建て、動力でビット掘具を吊るしたケーブルを上下させ、ときには一メートル級まで掘り抜くことができた。⁽⁸²⁾ 浅層の掘削に適しているが、モーター等の動力源が必要となる。上総掘は網掘と同じく衝撃法であるが、すべて人力での作業が可能であり、数人の人力で数百メートルの掘削を可能にするなど、費用が極めて安く済む。ロータリー式は、鉄パイプの先についた堅い歯をパイプごと回転させて岩盤を削り、掘削を進める方式である。この方式は網掘では掘削不可能な崩壊性の砂層も掘り進むことができた。それでは、実際には削井方式はどのように変化したのであるうか。

【表4】は北辰会(組合期・株式会社期)活動期における各鉱場の削井方式を示している。一九二三年にオハで四井に網掘が採用されているが、他はロータリー式、上総掘がメインになっている事が分かる。浅層のみの掘削が必要な箇所は上総掘で、深層への掘削が必要な箇所

【表4】北辰会活動期削井方式一覧

作業地名	削井方式	開始年度及び坑井数						
		1919年	1920年	1921年	1922年	1923年	1924年	計
オハ	ロータリー				1		1	2
	綱掘					4	1	5
	上総掘			3	1			4
エハビ	上総掘			2	1			3
ピリツン	ダイヤモンドボーリング			1				1
	上総掘			2				2
ストウ	ロータリー				1			1
	上総掘			2				2
チャイオ	綱掘	1						1
ヌイオ	綱掘		1					1
	上総掘			1				1
ウイグレック	ダイヤモンドボーリング				1			1
	上総掘			1				1
カンタグリ	ロータリー				1		1	2
	ダイヤモンドボーリング			1				1
	上総掘			1	1			2
計		1	1	14	7	4	3	30

※出典は三菱史料館蔵「北樺太石油株式会社設立関係書類」（登録番号MON-996）

はロータリー方式がとられるようになった。北辰会の株式会社化により、収支の可視化、責任所在の明確化が進むとともに、よりコストや費用対効果を意識した削井方式がとられるようになったといえる。

第四節 小括

本章では、保障占領期の北樺太石油業として、北樺太行政における薩哈噠州派遣軍の動向や、北辰会の株式会社化についての考察を行った。北樺太の統治、行政は陸軍の下にある薩哈噠州派遣軍が行い、石油・石炭についても方針の決定は海軍省が行うも、実行の主体は薩哈噠州派遣軍軍政部、つまり陸軍であった。北辰会は尼港事件以前から作業は停滞していたが、尼港事件発生により作業員退避による時間的損失、また作業地破壊による物的損失を受けた。これらを背景に海軍は、北樺太石油業を海軍直轄、北辰会請負事業との形に再編した。しかし、北辰会は組織として組合長を置いておらず、作業実態としても各企業の調査隊が独自に行動を行っており、その活動には各企業の北樺太石油業に対する関心の違いが如実に表れることになる。特に国内で大きな利益を上げていた日本石油、宝田石油などは消極的であり、岸料の強い反感を買っている。それらの事態を背景に、企業の利益追求方針にされない開発にむけ北辰会解体による事業政府直轄化案、また北辰会の組織強化を目的に北辰会株式会社化案の二つが議論された。前者は国際関係上、また国の事業推進能力欠如により非現実的であり、後者が採用された。

会計収支をみると一九二二年のオハ噴油に至り北辰会は黒字化するが、それまでは厳しい経営状況であったことが窺える。しかし、規約の変更により責任の所在の明確化、資金構造の可視化、また北辰会参

加企業の開発促進の誘因構造形成が進んだ。削井方式は、綱掘からロータリー式、上総掘への移行が進んだことが分かる。ロータリー式は費用はかかるがより深い層への掘進が可能になる。また上総掘は人力での掘進が可能で低コストで押さえられる。北辰会の株式会社化により、収支の可視化、責任所在の明確化が進むとともに、より費用対効果を意識した削井方式がとられるようになったといえる。

第四章 保障占領期の北樺太石炭業・三菱合資進出と薩 哈噠企業組合への改組

第一節 三菱合資の進出

前章までは北樺太石油業を考察したが、第四章では石炭業における三菱合資・陸軍の動向を考察し、石油業での久原・海軍とは対照的な姿を示したい。

北樺太石炭業における日本企業の動きとしては、三菱鉱業が積極的な調査・開発を行っていた。三菱合資は一九一〇年に「樺太石炭鉱業に関する調査報告書」を浦塩梅田商会より受けており、この頃には既に樺太炭田に興味を示していたようだ。北樺太に広大な石炭鉱区を有するスタヘーエフと接触する一方、一九一八年五月から八月にかけ調査隊を派遣して同炭田の炭量・炭質の優良を確認した。それらの調査を踏まえ、一九一八年一月二七日には三菱スタヘーエフ契約が成立した。主な契約の内容は①スタヘーエフ保有炭鉱経営・鉄道建設・亜港築港・封鎖炭田内炭鉱経営のため双方対等権利により共同契約を行う②調査が良好ならば事業の経営・利益の配分・費用の負担につき

対等で共同経営を行う⁽⁸⁴⁾であった。

そもそも北樺太石炭業を考察する上では、スタヘーエフ鉱区炭田と封鎖炭田の両者を考える必要がある。スタヘーエフは極東の有力商社として、北樺太における多くの炭田鉱区開発権利を押さえていた⁽⁸⁵⁾。そのため北樺太石炭業へ進出するには、スタヘーエフと連携をとり共同開発の形を取ることが求められた。一方封鎖炭田については、元来ロシア帝国政府は亜港築港等のインフラ整備の必要を感じており、政府の封鎖する炭田の開発を一部企業に認める代わりに亜港の築港をさせる計画をとり、その方針はオムスク政府にも引き継がれた⁽⁸⁷⁾。インフラ構築の代償に与えるため封鎖されていた炭田が、本稿で述べられる封鎖炭田である。

契約締結により三菱合資はスタヘーエフ鉱区へ触手を伸ばそうとする一方、スタヘーエフは封鎖炭田に触手を伸ばすため三菱合資を利用し亜港築港により封鎖炭田の権利を得ようとした⁽⁸⁸⁾が、契約成立後調査結果の不調や請願対象であるオムスク政府の弱体化等もあり三菱合資スタヘーエフによる共同開発は頓挫する。三菱合資側としては、燃料用炭としては北海道炭・撫順炭との競争には勝てないとの思惑があった⁽⁸⁹⁾。しかし陸軍を中心に封鎖炭田内にあるドウエ炭鉱の特殊性（強粘性でありコークス用に適する）に注目し、北樺太石炭業への進出を目指しオムスク政府へ請願する動きも存在した。一九一九年四月五日佐藤総領事から内田外務大臣への書簡では「オムスク政府外務大臣代理の言」サガレン炭坑に関する三菱の要求、同炭鉱の価値大なることは今更申す迄もなく石炭の性質は鋼鉄製造に適するを以て日本若しくは支那に於ける鉄鋼とサガレン炭坑を以て鋼鉄を製造し従来他国より供給を仰ぎたる鋼鉄の自給策を講じうべく…（佐藤の記述）サガレン

炭坑に関しては我陸軍省に於いても注目し居る由にて田中少将のごときも同炭鉱にして英米の手に落つるが如きことありては由々しき大事にして」とある。これは陸軍側が北樺太石炭に興味を示した事を、軍とは異なる立場の外務省の外交官が書き残した点で興味深い。

陸軍の動きに反して、調査結果不調等から一九一九年一二月には三菱合資スタヘーエフ契約は破棄された。なおスタヘーエフは三菱合資との交渉決裂後、三菱合資以前に炭田を巡り交渉した石油につき契約を交わした久原鉱業を相手に交渉を行い、さらに同年八月には米人技師ピューリントンと接触する等の動きを見せた。主に外国人利権運動への対抗を背景に、日本は九月二八日の覚書で三菱合資に北樺太石炭業に当たらせることを決定した。以下覚書を掲出する。

覚書（大蔵、外務、陸軍、海軍、農商務） 薩哈噠州油田炭田に関する件⁽⁹⁴⁾

議題第三、北樺太の炭田に対し此際帝国政府の執るべき方針如何
協定、露国又は露国以外の資本により現に適當なる権利の下に實際稼行中なるか又は権利の所在明らかなる鉱区にして新たに事業を開始せんとするもの外、所謂禁止区域（封鎖炭田。筆者註）に属する鉱区又は未開鉱区等は此際議題第二に對する協定と同様当分保留し置くを可とす。（議題第四及協定参照）

議題第四、北樺太炭田開発に付我事業家指導の方針如何

協定、三菱合資会社は既にスタヘーエフ商会と同商会の所有する鉱区其他に付相當なる協約を結び更に大正八年に於いては同協約に基づき亜港付近一帯に於ける炭田価値其他の調査を行ふが独力多大の経費を投じたる事実ありて實際稼行の意

図あるものと認むるを得るのみならず、尚調査終了の後は之を我が実業家の組合に移して経営するの計画並に了解等あり、此際同社をして議題第一に對する協定の方法に準じ或鉱区の範圍に於てスタヘーエフ商会と機宣の措置を執らしむる如く指導することは寧ろ穩當なる開発方針なりとすべし。

直前に契約を結ぼうとしていた久原鉱業ではなく、三菱合資を北樺太石炭業にあたらせた理由としては、実業家組合への移行を事前に了承していた点が大きかったかと思われる。同じように実業家組合の形式に移そうとした北樺太石油業では、海軍が久原の抵抗にあつたことは第二章第三節で記したとおりである。保障占領により北樺太は軍政部の施政下に入ったが、一九二〇年八月三十一日の鉱業取締令により軍政部は占領以前の露人の鉱区権利を保障した。これは日本人以外の鉱区権利を認めない方針をとることで露人が外国人と協同し利権獲得運動を行わないように調整したものである。スタヘーエフに対しては、日本側は鉱業権を保障する一方、日本人との共同経営を要求した。共同開発向けスタヘーエフと三菱合資は交渉を再開させていたが、資金面の問題などから交渉は順調には進んでいなかった。そのため、スタヘーエフ商会支配人のカーズンが一九二〇年一〇月に来日、二一日には田中義一陸軍大臣との会談を持った。会談では田中が「日本と協同して事業を経営せらるるに於いては貴商会の権利を認むるのみならず其事業は之を保護する考え」を伝える一方、カーズンは「石炭に關しては三菱と交渉せるも今日迄協定成立せず本件に關しご配慮」を要請した⁽⁹⁵⁾。カーズンは内田外相とも同年一月一六日に会談を持った。会談ではカーズンが「三菱の頑強なる態度により石炭の談判は不調に

終わらんとす」と三菱合資側の強硬なる姿勢を非難し、内田は「三菱と炭田に関する交渉が結了せざるは遺憾なり」としたが、お互いの妥協の余地を考えながら交渉を続けるようにと語った。カージンは「三菱との談判は未だ破綻と迄は行き詰まり居らざる」と語り、引き続き交渉を続ける姿勢を示している。⁹⁶ こうした情勢を踏まえ、同年一月一八日には海相陸相外相農商務省の間で覚書が定められ、「此の際国として右石炭（スタヘーエフ鉱区炭田のこと。筆者註。）に対する権利を我に保留するを可とするや否や…由来本問題につきては英米資本家の運動も少なからず可成早く決定するを可とす」と記載された。⁹⁷ 外人利権獲得運動もあり、速やかに三菱合資「スタヘーエフ」契約成立を望む政府の意向が窺える。このような政府の方針もあってか、同年一月一日には三菱合資「スタヘーエフ」の間で契約が合意され、三日には共同契約が調印された。

このように、政府、特に陸軍は三菱合資をスタヘーエフとの共同契約へ導こうとした様子が窺えるが、それでは政府と三菱合資の関係は如何なるものであったのだろうか。両者の関係を探るため封鎖炭田の一つのドウエを三菱合資が得るプロセスを追いたい。

既に掲出した一九二〇年九月二八日覚書議題第三により、スタヘーエフ鉱区に関しては三菱合資の優先、封鎖炭田は保留との方針が決まっていた。その一方で、翌日には三菱合資本社からドウエ炭坑採掘請負許可願書を差出すべき旨訓電が発されている。⁹⁸ 同年一〇月以降の「岸科日誌」には、一〇月二日に艦政局から岸科へ陸軍は三菱合資にドウエ炭鉱開発を許可する様だと電報があり、⁹⁹ 四日には岸科から艦政局へ陸軍はアレクサンドロフスク炭鉱の島田商会請負以上は手をつけないと声明したとの電報が送られている。¹⁰⁰ しかし、一月二日には

岸科から海軍次官へ権利争奪防止の為陸軍は封鎖炭区は三菱合資に権利を与えるようだと電報が送られる。¹⁰¹ 四日には岸科は海軍次官へ「軍は三菱を傀儡とし優先権を得んとする企図を有するに非ずやとも（岸科は。筆者註。）邪推」し海軍の炭田に関する方針の早期決定を要求していた。¹⁰² しかし海軍側としては岸科へ明確な返信を行うことはなく、結局一月二六日に北樺太石炭採掘及び販売請負契約（含む軍政部長との覚書）¹⁰³ が取り交わされた。岸科としては、保留されるはずの炭田が三菱合資に与えられることに対し強い警戒心を持ったようである。そもそも北樺太炭田は七月一六日の覚書で海軍の主宰になったのもかかわらず、薩哈唎州派遣軍が中心になって方針を決めているようにも見える。同時期には三菱合資「スタヘーエフ」交渉が難航しており、外国人利権獲得運動に対抗させるために炭田は三菱合資を中心とすることに決定したいとの陸軍の方針が窺える。陸軍としては、ドウエの開発を求めている三菱合資にドウエを与え、三菱合資「スタヘーエフ」契約を締結させようとした可能性もある。岸科としても、一九二一年一月には「聞く処に依れば三菱は目下浦塩に於いて英国人が右炭田権利獲得運動中なるに對し極力在浦塩山内をして對抗運動を為さしめつつあり…寧ろ右封鎖炭田全部の権利を官と或協約の下に三菱に下付すること将来外国人側の権利獲得運動に對し好都合なるべし」として¹⁰⁴ おり、当面は三菱合資を中心とし北樺太石炭業に取り組むことには同意の姿勢を示している。

以上のように北樺太石炭業に関しては、海軍ではなく陸軍が中心となって三菱合資を指導しているように推測される。海軍としては、外人利権獲得運動に対抗するため、当面は石炭業は陸軍に任せ、海軍は石油業に専念することにした。薩哈唎州派遣軍の主導権をうかがわ

せるものとしては一九二〇年一〇月三〇日に軍政部長津野一輔が著し、薩軍司令官児島から陸相田中へ送られた、「薩哈噠占領地経営に関する意見の件」⁽¹⁰⁾がある。ここでは、「北樺太の炭田は須らく鉦利を損せざる確実なる経営の下に立脚する必要あり。之か為には速やかに禁止区域を開放し、政府現在の方針たる三菱の如き確実なる会社をして整然として鉦利を損せざる如く経営するを要す。」とあり、三菱合資を中心とする方針を訴えている。

第二節 北樺太炭田に対する海軍の評価

第一節で考察したように、石炭業に対しては陸軍が三菱合資を中心として指導している。現場の岸科は北樺太炭田も海軍に必要だと主張したが、軍需局等海軍中枢部は北樺太石炭業への参入に極めて消極的であった。当時の海軍を取り巻く状況としては、一九一五年より海軍採炭所の縮小要求を受けており、また艦用燃料は石炭から練炭（無煙炭）、石油へと変遷していた。このような情勢から、海軍内に於いて石炭の需要は減少していたと思われる。北樺太石炭業に関しても、海軍はいくつかの評価を残しているので確認したい。一九二三年四月「北樺太油田炭田評価」、一二月「北樺太視察中油田炭田ノ現況」⁽¹⁰⁾では、北樺太炭田の評価は著しく低い。低評価の理由としては、両者とも①本邦石炭と同質である、②運輸の困難性、③内地・台湾・南樺太石炭で需要を満たす、④満州炭・支那炭・南洋炭の開発・輸入の可能性を指摘し、開発の非経済性を強調した。一九二七年の軍需局作成資料によれば「海軍は大正十年度調査隊を派して同炭田の調査に先鞭を付けたるも、海軍の本来の要望は油田の開発にあるのみならず同地石炭が海軍用として特に重要ならず、旁々陸軍占領軍との関係もありたる結

果爾後の開発には直接関与すること少なかりき。」⁽¹⁰⁾とあり、海軍の北樺太炭田軽視姿勢が明記されている。実際に一九二二年七月一日・翌年四月二八日には「海軍に土威炭供給請負契約」がなされ、海軍が北樺太炭田を燃料用炭と見ていた事が分かる。

北樺太石炭は軍燃料廠に持ち込まれるほか、三菱鉄業・八幡製鉄が中心となり一九二二年より製鉄用の最良のコークス原炭として輸入された。良質のコークスを産む強粘結炭は単品としては当時他に長崎島の北松浦炭しかない⁽¹¹⁾。海軍としては、製鉄は行っておらず、コークス用炭は必要なかった。海軍には重要視されていなかったが、北樺太石炭は民間企業の需要を満たした。コークス、ボイラーに適すドウエ炭の特殊性は一九二二年まではあまり知られていない。また、製鉄業自体も大戦後に不況に見舞われ、またワシントン軍縮協定以後造船業が沈滞すると、製鉄業もさらなる不況に見舞われた。

第三節 薩哈噠企業組合の結成

第一節で述べたように、日本政府は三菱合資を中心として北樺太石炭業にあたらせた。北樺太石炭業にはスタヘーエフ鉱区と封鎖炭田の二種類を考える必要があるが、両者はその後どのような経過をたどったのだろうか。

前者、スタヘーエフ鉱区は、次のような変遷をたどる。一九二二年に三菱合資とスタヘーエフは、両者が組合を結成した北樺太炭業組合に利権を引き継ぐ。その上で、三菱合資側は薩哈噠企業組合を結成し、三菱合資側の利権を全て薩哈噠企業組合に引き渡した。薩哈噠企業組合（資本金五〇〇万円）は、以下の各社が参加した。

渋沢同族 五万円 浅野同族 二五万円 住友合資 二五万円

大倉組 一二五万円 三井鉱山 一二五万円 三菱合資 一九五
万円

後者、封鎖炭田は、三菱合資の権利は全て薩哈噠企業組合にひきつ
がれた。

薩哈噠企業組合の結成はもとの政府方針だったが、久原鉱業が
北辰会への利権供与の際抵抗を示した事例と異なり三菱合資側が積極
的に組合化を推進した背景には、三菱合資側の北樺太石炭業に対する
不安がある。スタヘーエフ鉱区については、北樺太炭業組合(英名)「The
North Saghalin Coal Mine Syndicate」、北薩哈噠採炭シンジケートと
も称した。は、一九二一年三月二六日に三菱、スタヘーエフで契約、
北樺太にて共同企業を執行することとした。具体的な取り決め等は
「東京における北薩哈噠採炭シンジケート本部会議」で決められた模
様である。第五回会議(一九二一年六月一八日)には株式会社設立に
ついてやりとりがなされたが、その際スタヘーエフの資金繰りが厳し
いことから株式会社設立が厳しいことが明かされている。資金繰りを
巡る問題は三菱合資・スタヘーエフ交渉でもたびたび取り上げられて
おり、北樺太石炭業経営についての深刻な問題となっていた事が窺え
る。一方、封鎖炭田についても問題が発生した。契約の法的根拠の問
題性が浮上したのである。『三菱社誌』には、「薩哈噠派遣軍軍政部長
对我社石炭採掘及び販売請負契約第十二条による軍の賠償義務につ
ては…該契約は帝国議会の協賛を要するとの憲法規定に悖り政府とい
えども議会の協賛を経べき性質のものにして陸軍一部の機能にて為し
がたき性質のものなりとの大蔵大臣の意見なれば…北樺太の投資はで
きる丈抑制を加ふること肝要なるべしと木村総理事より奥村査業課長
に注意あり」との記述があり、契約上の問題から北樺太に対する投資

は抑制せざるを得ない状況になっていたことがわかる。

これらを背景に、三菱合資は薩哈噠企業組合結成に際し積極的に他
企業を勧誘する。一九二一年一月一三日に第三回北樺太企業組合相
談会があり、資金等の決定がなされたが、二一日には住友合資を勧誘
している。その後、二七日には薩哈噠企業組合組織の件が決められ、
組合組織につき合意がなされた。

なお、三菱合資と薩哈噠企業組合の契約では、今までに要した調査
費等はすべて薩哈噠企業組合が負担することとなっている。この調査
費負担契約は久原鉱業と北辰会の契約にも含まれたが、久原鉱業が調
査を殆ど行えず営業利益等を出せなかったのに比べ、三菱合資は封鎖
炭田請負契約を陸海軍ともに結び、実際に納入することで利益を産出
できた。三菱合資は、利益を得るために投資した費用を薩哈噠企業組
合結成により、組合に費用を負担させる形で回収する、三菱合資に
とって好条件で薩哈噠企業組合を結成することに成功したのである。

第四節 小括

本章では、保障占領期の北樺太石炭業として、具体的には三菱合資
の北樺太進出と薩哈噠企業組合の結成に至るまでのプロセスを概観・
考察した。三菱合資は北樺太石炭業に進出するにあたり、スタヘーエ
フとの共同開発の形を取ったが調査の結果北樺太炭田は当初の見込み
通りには成果が出ないことが分かり、撤退を考えた。しかし、北樺太
炭田で産する石炭はコークス用として有用であり、陸軍は北樺太炭田
に注目していた。三菱合資との交渉が決裂し、スタヘーエフが外国人
利権活動家や久原鉱業等と接するようになると、政府は閣議決定を行
い北樺太石炭業については三菱合資にあたらせることを決定した。三

菱合資を中心に据えた背景には、久原鉱業と異なり実業家組合への移行を事前に了承していた点が大きかった。三菱合資とスタヘーエフの交渉は難航しながらも、政府の督励もあり契約締結となるが、それは政府と三菱合資はどのような関係を持ったのだろうか。三菱合資は本来封鎖され与えられないはずの封鎖炭田の一つであるドウエを陸軍より与えられたが、この背景にはドウエの開発を求めていた三菱合資にドウエを与えることで、スタヘーエフとの契約へむけ前進させようとした陸軍の思惑が窺える。また、本来炭田については海軍が主掌であったはずだが、炭田については実際は陸軍が主導権を握っていた。コークス炭としての価値を北樺太石炭に見出した陸軍に対し、海軍は同石炭を燃料用炭とみなし低評価を与えていた。

三菱合資としては、①スタヘーエフ資金繰り問題、②契約法的根拠の問題性から北樺太石炭業の積極的推進を避けていた。もともと企業組合への移行は承認していたが、三菱合資自ら住友合資を勧誘する等、久原鉱業と異なり積極的な他企業勧誘を行う背景には次の理由が考えられる。すなわち、既に陸海軍請負等で利益をあげた北樺太石炭業への開発につき必要であった経費を薩哈噠企業組合に請け負わせることで、利益を生みながらも今までの投資分を回収し、また今後のリスクある活動を他企業と組合形式を組むことで分散することができるのである。

おわりに

本稿では、資源獲得運動での企業や軍の動きを、大正期の北樺太を事例に考察した。考察に当たっては、資源獲得運動に関わる先行研究

が制度整備に集中している事を踏まえ、資源獲得の実行主体となった企業・軍の動向を中心に、外交的には外国からの影響を受けにくい時期であり、また大財閥の三菱合資と二流財閥の久原鉱業という異なる特色を持つ会社が利権獲得に動こうとしていた、企業や軍の動きを考察するには適した存在であった、実質的に唯一の外地油田利権獲得例でもある大正期北樺太石油石炭業を対象に考察した。

企業・軍の動向を考察すると、両者の間には葛藤と共にお互いを利用しようとしていた状況が窺える。以下、軍の企業利用、企業の軍利用の動向を考察する。

まず軍の企業利用についてである。石油と石炭について、海軍の注力の仕方は大きく異なっている。石油については、海軍が中心となり企業を統率し調査活動を行わせている。背景としては、細谷が主張するように⁽¹²⁾に既成事実の積み重ねを狙ったものと考えられるが、その実態は北辰会に対し予算関係を強く握り、また軍令部職員を重役会議に参加せたり削井方式に介入する等強硬なものであった。また、資源利権獲得の環境を整備するため海軍は外国人利権獲得運動に対応して企業団を自ら指揮・監督して排除を行った。軍需局長中里重次は「石油は現時軍事上に於いても産業上に於いてもその死命を左右すと称せらる程：唯だ我が邦が石油の天啓を享けること甚だ薄く：北樺太油田は帝国自給圏に在る唯一の油田利権なりと謂わざるべからず」とし、外国人利権獲得運動を警戒している。海軍は開発主体である企業の調停者として、企業を取りまとめ、また監視をしながら外国人利権獲得運動にも対応しようとしていた状況がわかる。一方石炭については、海軍の主掌であるが、あまり主導的には動いておらず、陸軍がむしろ中心になっている。第五四回議会資料には「海軍本来の要望は油田の開

発にあるのみならず同地石炭が海軍用として特に重要ならず旁々陸軍占領軍との関係もありたる結果爾後の開発には直接関与すること少かりき⁽¹³⁾とあり、海軍の主目標は石炭ではなく石油であることや、北樺太で産する強粘石炭は製鉄を行わない海軍には重要でなかったことから海軍が北樺太石炭業に積極的に介入しなかつたことが分かる。そのような背景もあり、陸軍が三菱合資に優先権を与える一方海軍はそれを傍観した。また、海軍が渴望した石油利権に関しては、海軍は企業に対し企業を監督し調整する調停者の立場をとっていたことが分かった。資源利権獲得に際して実行主体である企業が最適な行動をとるよう外国人利権獲得運動への対応等を積極的に行っている。

一方、企業の軍利用については、久原鉱業と三菱合資の間に大きな差異が見られる。久原鉱業は、一民間人、桜井彦一郎の活動に投資する形で利権獲得運動へ参入した。背景には、企業としての外地進出方針があつた。第一章第二節で考察した通り、当時の経済状況は露見・武田の指摘するように内部資本市場により大規模な拡大を抑制された大財閥と証券市場を足掛かりとして急激な拡大を目指した「非支配的な二・三流の投機的冒險的資本家群」大戦期『新興』財閥」という見方でとらえることができる。久原鉱業は積極的拡大を目指し、日本石油が断つた北樺太石油業への参入を決めた。外地石油への参入という点では先見の明があつたともいえるが、投資方針のブレやそれによる社内の意見の調整難航により、不本意な段階的撤退を余儀なくされた。また、久原鉱業の北樺太石油業参入には北樺太石油業推進派である大隈信常らの息のかかつた田辺がおり、一般に語られるような同じ長州の出身である久原房之助と田中義一の関係や南洋航路に関する田健治郎と田辺・林の関係なども含めて、そうした個人的な関係が企業の方

針を決める重要な側面を占めていた事も特徴的である。

いずれにせよ、久原鉱業の参入に尽力したのは大隈重信・信常ら政治家と本野一郎駐露大使ら外交官であり、海軍としては利権獲得に於いて石油業では新興の久原鉱業を参入させる魂胆はなかつた。このため、海軍としてはリスクの高い最初の部分（スタヘーエフとの契約、最初の試掘作業・調査）を久原鉱業に請け負わせることで、「北樺太は遠隔極寒無人の郷にして、殆んど問題とならず。而も、石油は内地に於て採掘すべき余地尚大いに存するを以て、何を苦しんでか北樺太に入るを要せんや。」⁽¹⁴⁾という日本石油ら既存の石油大手企業の見解を打破し、北樺太石油業に彼らを参入させることが重要になつていた。

久原鉱業としては、試掘作業と言う費用がかかりリスクの大きい投資期を支えたこともあり組合結成に抵抗するのは第二章第三節で述べたとおりであるが、一方で最初に北樺太石油業に参入したことで、三菱合資と並んで組合内に於いて四分の一の勢力と云う最大勢力を手に入れることに成功した。海軍との関係では、石油に関して新興企業と言うこともあり信頼の低さが伺えるが、久原鉱業側としてはいち早く北樺太石油業に参入することである程度の勢力を確保することに成功した。拡大を目指す久原鉱業としては、先手を取ることで優位な勢力を確保できたことはある程度満足のいく結果ではなかつたのだろうか。

一方、三菱合資は久原鉱業と異なり企業単位での綿密なる計画の下に北海道、南樺太と段階的な進出を遂げている。北樺太石炭業に於いても、三菱合資は基本的に主導的立場を保ち続ける。陸海軍の信頼も厚く、本来は解放されないはずの封鎖炭田をいち早く獲得し、陸海軍への石炭納入を行っている。また三菱合資が先導し続けた北樺太石炭開発であるが、事前に実業家組合の結成を認めることで政府の信頼を

得、また北樺太石炭業がリスク的と見られるや否やむしろ積極的に薩
哈噠企業組合を結成し今までにかかった費用を回収するなど、経営姿
勢にはリスク回避的な部分もみられる。この点は他企業の組合参加に
抵抗した久原鉱業とは大きく異なる点であるが、これには露見・武田
の指摘するような財閥論に整合的である。久原鉱業と三菱合資は、ど
ちらも最初に北樺太石油業・石炭業に参入することで、ある程度の権
益を確保するディベロップパ的な側面が見て取れる。しかし、先陣を
切るだけでは勢力を確保することはできず、そこには国・軍からの強
い信頼がなくてはならない。こうした「名声」的な部分では、政治
家・実業家の個人的な関係によるところが多く、また企業連合組合化
に抵抗した久原鉱業は軍からの信頼を得るに至らなかった。一方三菱
合資は、長年の石炭業の実績や三菱合資全体での活動、組合化賛同等
から国・軍の信頼を得た。久原鉱業のようにディベロップパ的な立場
に立つことで軍を利用し優位な勢力を確保することはできるが、三菱
合資のようにその勢力を維持し続けるためには「名声」的要素が必須
であったことが分かる。

軍と企業の間係について論じてきたが、そこにはある種の駆け引き
が存在していた事が分かる。企業としては軍に対し、①資金を要求し
ながら②如何に経営に介入させないか、また③如何に排他的契約を取
るかが焦点となったが、久原鉱業は当初は③を認められるも実力の点
にて信用なく剥奪され、また北辰会結成後は②の点でも不利であった。
ただし請負契約の形式により資金を海軍に負担させる等概ね①は久原
鉱業側が有利に海軍と交渉を進めていた。一方三菱合資に関しては、
陸軍と組み外国人利権獲得運動などの特殊な状況を活かしながら①②
③を確実に獲得している印象を受ける。海軍の石炭に対する興味関心

の薄さも奏功した。

これらの状況から、資源利権獲得に際して今まで研究対象とならな
かった資源利権獲得に際する開発主体である軍と企業を研究対象とし
たことで、資源利権獲得に際して次の考察を得られた。まず、開発主
体である企業はディベロップパ的な側面、すなわち資源関係という国に
とって重要でありかつ未着手な事業にいち早く着手することで優位に
事業を進め確実に利益を得ようとする側面を強く持っていた点が指摘
できる。一方、軍としては調停者として企業を監督し、時にはその勢
力を排除・縮小させることがあったが、その動向には軍の企業に対す
る信頼（「名声」の有無）、また軍の企業が行う事業に対する関心度の
大小に影響された。資源利権獲得に際し企業は、ディベロップパ的な立
場の獲得と国・軍からの信頼を得る名声が必要であったが、久原鉱業
は後者を欠いたため不本意な北樺太石油業からの段階的な撤退を余儀
なくされた一方、三菱合資はリスク回避へ向け組合形式をとるも依然
主掌的な立場をとり続けられた。この後、石油石炭の両事業は北樺太
石油株式会社・北樺太鉱業株式会社に引き継がれるが、本稿ではそれ
以前の混沌とした状況、すなわち国際的には日ソ国交樹立前でありか
つ外交的に北樺太撤兵が重要問題になっていない状況、また経済的に
は大戦景気から戦後恐慌という状況の中で、資源利権獲得運動という
国家が絡む重要な運動に対し軍と企業がそれぞれどのように動こうと
したのか、その行動の論理と実態を示すことが出来た。

註

(1) 武田晴人「資料研究…燃料局石油行政前史」(財)通商産業調
査会虎ノ門分室編『産業政策史研究資料』産業政策史研究所、一

九七九年)

- (2) 橋川武郎『戦前日本の石油攻防戦』(ミネルヴァ書房、二〇一二年)
 - (3) 細谷千博「北サハリンの石油資源をめぐる日・米・英の経済紛争」(細谷千博編『太平洋・アジア圏の国際経済紛争史1922-1945』東京大学出版会、一九八三年)一八三頁-二〇五頁
 - (4) 富田武『戦間期の日ソ関係 1917-1937』(岩波書店、二〇一〇年)
 - (5) 駄場祐司「日本海軍の北樺太油田利権獲得工作」(海軍史研究会編『日本海軍研究』吉川弘文館、二〇一四年)三三頁-六〇頁
 - (6) 石井寛治「産業・市場構造」(大石嘉一郎編『日本帝国主義史 一 第一次大戦期』東京大学出版会、一九八五年)一三一頁
 - (7) 「衆議院議事速記録第十四号 石油政策に関する押川方義君の質問演説」(『官報号外』一九二二年二月一六日二八一頁)以下史料の引用に際し、旧字体及び異字体は原則として常用漢字に改め、かなは平仮名表記に統一し、適宜濁点・句読点を追加・削除した。
 - (8) 村上隆『北樺太石油コンセッション1925-1944』(北海道大学図書刊行会、二〇〇四年)
 - (9) 寺島敏治「戦間期、北樺太の鉱業と資本」(『史流』第三四号、北海道教育大学史学会、一九九四年)
 - (10) 岸科政雄は薩哈唎州派遣軍司令部附の他に軍令部参謀、対馬艦長、呉軍需部長、呉工廠水雷部長等を務めた。岸科政雄の海軍での履歴については財団法人海軍歴史保存会編『日本海軍史』第九巻将官履歴(上)(第一法規出版、一九九五年)二〇六頁を参照されたい。なお、岸科政雄に関わる研究としては、岸科が予備役
- になった後に取締役に就任した津上製作所に関わる研究がある(沢井実『マザーマシンの夢』名古屋大学出版会、二〇一三年、三二四頁-三四六頁)が、他の研究は管見の限り無く、「岸科日誌」は海軍に於ける岸科の立ち位置を示しながら岸科の関わった事業についての実態を示している点で非常に貴重であると言えよう。
- (11) 「岸科政雄関係文書」は次の五点からなる。「1. 公誌(薩哈唎州派遣軍司令官指揮下、北樺太油田等調査に関する公務日誌)」「2. 大正十年一月一日(土)午前十時：(薩哈唎州派遣軍司令官指揮下、北樺太油田等調査に関する公務日誌)」「3. 第一信(吾妻、宗谷の練習艦隊航海中、日誌形式の家庭通信文まとめ)」「4. 巴奈馬運河(パナマ運河に関する講話資料)」「5. 大正七年練習艦隊記事」本稿ではこのうち「1. 公誌(薩哈唎州派遣軍司令官指揮下、北樺太油田等調査に関する公務日誌)」「2. 大正十年一月一日(土)午前十時：(薩哈唎州派遣軍司令官指揮下、北樺太油田等調査に関する公務日誌)」を扱う。両者を「岸科日誌」と呼ぶこととする。
 - (12) 防衛省防衛研究所戦史史料室蔵「海軍燃料沿革」の読解を中心に扱った著作としては駄場祐司「日本海軍の北樺太油田利権獲得工作」がある。「海軍燃料沿革」の詳細については駄場の著作に詳しい。なお、「海軍燃料沿革」には、冒頭に「昭和十年九月三十日 海軍省嘱託真木俊魁 海軍大臣大角岑生殿 海軍燃料沿革に関する調査の件 右別紙海軍燃料沿革総目次の通調査提出す(終)」とある。緒言としては「一. 本沿革は明治初年海軍省設立以来、大体大正末期に至る海軍省または艦政本部等海軍の中央部

に於て処理せる燃料関係要務を沿革的に記述するを主眼とし、地方の各事業廠に関しては右中央部の沿革上密接の関係あるものに付き略述するに止めたり。：四。本沿革中に採用し又は編纂上の参考とせる公文書に付いては後日其の存在を知るに便ならしむるため「燃料関係文書部門年代順件名簿」を調製して付録とせり。

尚本編纂の範囲を大体大正末期迄とせるは編者が大正五年以降大正十四年三月離現役まで本省又は地方において概ね燃料関係の勤務に服しありし関係上、此期間の事項に付いては相当記憶の存するありて編纂上の便宜も勘からざるに比し、離現役の事に付いては全然部内の実情に暗く関係文書の搜索蒐集にも自信を得ざりしを以てなり。従つて本沿革中大正十四、五年ごろの記事については後年此の続編を編纂せらるる場合の補遺に俟つ次第なり。」とある。以下本史料については「海軍燃料沿革」と称す。

(13) 本節では本期間における動向を細谷、富田、駄場らの著作をもとに概観する。

(14) 「(一九一七年。筆者註。) 二月一七日 臨時外交調査会への提出文書 露国の現状に対する連合諸国の態度並びに我方の方針に関する件」外務省編『日本外交文書』大正六年第一冊(外務省、一九六七年) 五七二頁

(15) JACAR (アジア歴史資料センター、以下アジア歴と略記) Ref. B12080958900、諸修史関係雑件/外交資料蒐集関係 第三卷(B N:2-10-4-1_003) (外務省外交史料館)

(16) 一九一九年四月一日に「閣議決定覚書 露領北樺太に於ける企業に関する件」が定められている。内容としては、「本件に関し 帝国政府は速やかに左記方針を確立し且之が実行の途を講ずるを

緊要と認む。

一、露領北樺太に於ける油田、炭田の経営及其他の固定的企業に關しては日露共同の経営者は我資本に依ることとし日露以外の資本を入れざるの主義をオムスク政府をして認めしむるの手段を執ること。」とある。「海軍燃料沿革」六六八頁

(17) 前掲細谷書一八六頁

(18) 「(一九一九年。筆者註。) 五月一〇日 栃内海軍次官より埴原政務局長宛 オムスクよりロマノフスキー中將を日本派遣の件」外務省編『日本外交文書』大正七年第一冊(外務省、一九六八年) には、「在オムスク田中少將より左記要領の電報有之御参考迄に通知致候：オムスク政府は重大なる讓歩を辞せざる準備ありと右は或は北樺太油田問題の解決に利用し得へきかとも存せらるる為念」とある。

(19) 「海軍燃料沿革」六七五頁

(20) 一九一九年五月二四日に「閣議決定 露領樺太における企業に關する件」が決定された。「海軍燃料沿革」六六九頁

(21) 一九一九年一月二四日に海軍大臣、陸軍大臣、農商務大臣の間で「覚書 露領樺太に於ける油田の開発に関する件」が決定される。「海軍燃料沿革」六八〇頁

(22) 「(大正、筆者註) 一〇年一〇月一三日 内田外相より原内閣総理大臣宛 ワシントン會議日本全權委員に対する訓令」外務省編『日本外交文書』ワシントン會議上卷(外務省、一九七七年) 一四四頁―一四六頁

(23) 「(大正、筆者註) 一一年二月五日 ワシントン會議全權より内田外務大臣宛 在米露国大使館のシベリア駐屯日本軍の行動に關

する声明の件」外務省編『日本外交文書』ワシントン会議下巻
(外務省、一九七八年) 三七四頁

(24) シンクレア社の動向については、前掲細谷書一九〇頁―一九七頁を参照。シンクレア石油とソビエトの協定成立をロンドンに伝えたモスクワのイギリス通商代表部は、「石油はすべての『帝国主義』政府の思想と行動を規定するとの観念に取りつかれているソビエト政府は、北サハリンの石油利権が日米間の争いの種子になることを期待して、同利権をシンクレアに与えたのである。：この利権の付与がアメリカ政府の指示をうることによって、日本政府に北サハリンからの撤兵問題への真剣な考慮を促すことが期待されている。」とコメントした。原典は『英国外務省 本省一般政務文書 日本ファイル1856-1951』(英名 *British Foreign Office: Japan Correspondence, 1856-1905, 1906-1929, 1930-1940, 1941-1945, 1946-1948 and 1949-1951*) FO 371/9348。訳等は前掲細谷書一九三頁を引用した。

(25) 「大正一二年二月一六日 後藤新平より内田外務大臣宛 現下の日露関係に際し意見具申の件」外務省編『日本外交文書』大正一二年第一冊(外務省、一九七八年)二六三―二六八頁

(26) 前掲細谷書、一八八頁。

(27) 本節における霧見誠良の論考はすべて、霧見誠良「第一次大戦期重化学工業化と『新興』財閥の資金調達機構」(『経済志林』第四二巻第三号、法政大学経済学会、一九九四年)一一五頁―一五七頁による。

(28) 本節における武田晴人の論考はすべて、武田晴人「資本蓄積

(3) 財閥」(前掲大石編『日本帝国主義史 一 第一次大戦期』)

二四三頁―二七五頁による。

(29) 桜井鷗村とも号した。翻訳家、児童読み物作家、教育家として『女学雑誌』や『英文新誌』などの編集に携わり、『漂流少年』『航海少年』などを含む叢書『世界冒険譚』一二冊を執筆した。

津田塾の設立にも携わる一方、晩年は北樺太石油業へ積極的に携わった。「桜井鷗村」(小学館編『日本大百科全書』第一〇巻(一九八四年―一九九四年、小学館)八八頁、上巻一節執筆部分)を参照した。

(30) 前掲駄馬書、三七頁―四〇頁。

(31) 本節について、註の無い事実関係についてはすべて「北樺太油田基調書」を参照した。「北樺太油田基調書」は、(ア)歴 Ref B 0401141200、油田利権関係雑件/政策法規及調査/露国ノ部(176009)(外務省外交史料館)に納められている報告書である。表紙には「大正十三年海軍省調昭和三年記録係」とあり、本文は「在支那日本公使館」と書かれた野紙に記されている。一九二四年に海軍省で作成され、一九二八年に外務省記録係のもとへ送られたことは分かるが、作成者等は不明である。時代背景・支那日本公使館の野紙を用いている点を考えると、日ソ交渉の中で北樺太油田利権のあらましをまとめる必要が出たため作成されたと考えられる。日ソ交渉の展開は第一章第二節で概観したが、第一章第一節にて紹介した川上・ヨッフエ非公式交渉に続き一九二四年五月からの芹沢・カラハン交渉が北京にて行われており、そこでは同年二月にイギリスがソ連を承認したこともあり国交交渉や利権交渉を巡り議論がなされている。以下本史料については「北樺太油田基調書」と表記する。

(32) 以下亜港（アレクサンドロフスク）、尼港（ニコラエフスク）、浦塩（ウラジオストク）、泥港（デカストリ）等、一部の外国都市名を日本語で表記する。

(33) 「北樺太油田基調書」

(34) 石井寛治「産業・市場構造」〔前掲大石編『日本帝国主義史一 第一次大戦期』一三二頁

(35) 一八九九年の段階で桜井と大隈は書簡を交わしており、この段階では関係があつたことがうかがえる。早稲田大学史料センター編『大隈重信関係文書』五（みずず書房、二〇〇九年）三一―九頁

(36) 学校法人東北学院編『押川方義とその時代』（学校法人東北学院、二〇一三年）七〇頁

(37) 前掲『押川方義とその時代』七二頁

(38) 前掲『押川方義とその時代』九八頁。なお、本書簡は東北学院大学に所蔵される「押川家文書」の一部を抜粋、紹介したものである。押川家文書については、「押川家文書とは、平成16年(2004)に東北学院の創設者である押川方義の孫である昌一氏より本学に寄贈された、押川方義とその家族に宛てられた封書・葉書を中心とした文書群である。：押川方義の活動は以後、韓国における京城学堂の経営、満蒙独立運動への関与、北樺太油田開発会社の設立といった、広く東アジア全域へと拡がっていく。押川家文書にはそのような、近代日本の対外進出に関わる貴重な記録も多数含まれている。」との紹介が東北学院大学ホームページ上でなされている。http://www.tohoku-gakuin.ac.jp/facilities/museum/research02.html 二〇一四年二月二日最終閲覧。

(39) 日本鉱業株式会社五〇年史編集委員会編『日本鉱業株式会社五〇年史』（一九五七年、日本鉱業株式会社）三一―三四頁

(40) 前掲『日本鉱業株式会社五〇年史』三五―三五五頁

(41) 前掲『日本鉱業株式会社五〇年史』三五―四頁

(42) 「海軍燃料沿革」三六―三頁

(43) 「海軍燃料沿革」三三―六頁

(44) 「北樺太油田基調書」

(45) 稲石正雄「北樺太に於ける燃料資源に就て（大正一四年三月一―四日燃料協会第三〇例会講演）」（『燃料協会誌』第四卷第三一―号、燃料協会出張所、一九二五年）二六―〇頁

(46) 『実業之日本』第二〇卷第二一―号（大日本実業学会、一九一七年）一六八頁では、「久原王国の闘将として、真に大手腕を有する者を挙げるならば、竹内維彦、田辺勉吉、林謙吉郎の三人に指を屈しなければなるまいと思ふ。竹内が鉱山を、田辺は東京支店を、林は南洋を、各々地理に分類しても、本店（大阪）筆者註。の久原を中心に、之が丁度鼎足の勢をなして居る。」と紹介している。本稿ではこの記述に基づき久原内部の重要人物としてこの三人を示す。

(47) 日鉱記念館展示より作成。二〇一三年一〇月一―五日最終閲覧。

(48) 久原房之助翁伝記編纂会編『久原房之助』（日本鉱業株式会社、一九七〇年）一八―二頁、前出『実業之日本』第二〇卷一七―〇頁を参照した。

(49) 田辺勉吉『長興山随筆』（田辺輝雄、一九二六年）一一頁。本文献は、田辺が死の前に書き残した随筆を死後まとめたものであるが、その編集は桜井彦一郎が行い、序を大隈信常・田健治郎が

記し、久原房之助が三首送っている。大隈信常に関する部分は大隈信常の執筆した「序」を参照した。

(50) 前掲田辺書一五頁。桜井彦一郎の執筆した「編集の辞」を参照した。

(51) 「大正七年。筆者註。」五月一〇日。柄内海軍次官より埴原政務局長宛 オムスクよりロマノフスキー中將を日本派遣の件」外務省編『日本外交文書』大正七年第一冊（外務省、一九六八年）

(52) 一九二〇年に久原房之助から田中義一に送られた北樺太石炭業への参入を巡る書簡では「西比利亞及び北樺太に於ける鉱業開発に就いては弊社夙に企図し、陰に陽に研究審査の歩を進むること実に数年、就中大正六年以来調査班を組織し非常なる困苦と戦い、不□の危険を冒し、少なからざる犠牲を払い、以て数次実地の調査を遂行仕候」とあり、北樺太に於いて先陣を切って久原鉱業が進んできたことを訴えている。アジ歴Ref B04011077000、油田利権関係雑件／露国ノ部 第一卷（176003）（外務省外交史料館）

(53) 臨時シベリア経済援助委員会は一九一八年八月二一日に後藤新平外務大臣の提唱により発足した。同委員会は外務大臣の監督に属しシベリアにおける経済援助に関する事項を調査審議する機関であり、同委員会委員の松岡洋右外務事務官が起草したシベリア経済援助対策案には①シベリア救済問題を一時的救済として過激派の勢力を脱した地方へ生活必需品を政府の資金で給与し、永続的救済として地方自治体に財政援助をなし物資輸送を改善し輸出入制限を撤廃して自由貿易を確立すること②民間企業の保護とその奨励をその内容としていた。以上の内容はすべて木野主計「臨

時西比利亞經濟援助委員会と井上匡四郎」（『日本歴史』第五四一号、一九九三年、九六頁―九八頁）による。なお、一九一八年七月二四日に起草された、閣議案とともに収録されている文書には「各方面日本企業者の此の期に於いて西比利亞方面に活動せむとする者既に頗る多く必ずや出兵と共に同方面に菌集して激烈なる競争暗闘を惹起し著しく世の視聽を惹くに至るべし。従って何等か之を調整指導を図るの方策を講ずるに要あるのみならず露国人及び列国官民をして日本の野心を疑わしむる結果を来し企業自體は却つてさしたる發展を見ざるに終るの処無しとせず茲を以て此際外務省、農商務省、大蔵省、陸軍省及び海軍省等の關係各省の吏員より成る委員会を組織し大体先の方針に依り適宜の措置を講ずるを極めて緊要と認む。」とあり、企業調整の意図があったことがうかがえる。以上、アジ歴Ref B11090470300、西比利亞經濟援助関係雑件 第一卷（B341-231001）（外務省外交史料館）を参照した。

(54) 一九二四年印刷の複製限定版

(55) 『北海タイムス』一九二二年五月七日

(56) 「海軍燃料沿革」六九三頁

(57) 一九二六年二月二六日閣議決定にて海軍省より商工省に管轄が移る。国立公文書館蔵「北樺太ニ於ケル石油及石炭ノ掘採事業ニ関スル事項ノ所管ヲ定ム」（本館2-A-012-00・類01564100）より。

(58) 「海軍燃料沿革」七〇五頁

(59) 具体的には米俵五十俵略奪、発動機二台破壊、ワイヤーロープ切断、石油缶破壊、無線機破壊など。「北樺太油田基調書」による。

(60) 「海軍燃料沿革」六九〇頁

(61) 「臨時軍事費油田調査費に関する覚」(一九二〇年七月一四日)、

「臨時軍事費油田調査費に関する覚追加」(一九二〇年八月二二日)により海軍が臨時軍事費から油田調査費を捻出することが定められ、「北樺太油田試掘工事委託に関する覚」(一九二〇年八月一二日)、覚書(一九二〇年八月一二日)では、北樺太石油業に付海軍が直轄し、北辰会が試掘作業業務を請け負うことが定められた。「海軍燃料沿革」七〇六一―七一頁

(62) 以後試掘調査の形式を巡り議論が行われるが、その際試掘の方法の差が議論の中心を占めるため、ここで当時の試掘形式を紹介する。試掘の方法は、衝動式と回転式に分かれる。衝動式はワイヤロープの先端に吊るされたビットを一定の高さから自由落下させ、孔底を繰り返し打撃することによって地盤を破砕して、孔を鉛直下方にあけていく方法で、数百メートル以内の比較的浅いボーリングに用いられている。網式(ロープ式)はアメリカの「ミシンガーが開発、日本にもたらされた。同様の衝動式としては日本独特の上総掘がある。金剛式(ダイヤモンド・ボーリング式)もこの方法かと思われる。回転式は、任意の方向に曲げて穿孔することができる試掘様式である。後述されるロータリー式はこの方式であり、土質層の調査のために使用されるハンドオーガーは人力穿孔機で、ウォームオーガーあるいはアースオーガーとよばれる土壌掘削具を人力で地層に押し込み、土砂試料の採取が行われる。以上、「ボーリング」(前掲『日本大百科全書』第二巻、六七七頁、寺田亨・松岡俊文執筆部分)を参照した。

(63) 「北樺太油田基調書」

(64) 「北樺太油田基調書」

(65) 「北樺太油田基調書」

(66) 石塚経二『尼港事件秘録アムールのささやき』(千軒社、一九七二年)によれば、北辰会に人夫として関わった品川信晴氏に取材した内容として、小樽よりチャイウオに上陸した後の過程として「二日かかって資材を陸揚げ、幕舎を作った。海軍陸戦隊はやがて去っていく。それぞれの班に分かれて任務に服した。宝田石油班は、ヌイウオで自噴井を発見して早速掘削を始めた。」(三二―三三頁)とあり、企業ごとに調査隊が組まれた実態がうかがえる。なお、本書は品川氏への取材と当時一兵卒であった安永求氏が秘匿していた「尼港に於ける赤軍の行動及其残虐行為の概況」をもとに記されたノンフィクション小説の形式をとっている。品川氏の上司として活動を共にした、小山広吉、大山景英などはいずれもおそらく大正九年二月に海軍軍務局長から舞鶴鎮守府参謀長へ宛てられた「北辰会北樺太従業員人名の件」に名があり、これらのことから品川氏の証言にはある程度の信憑性が得られると考えられる。「北辰会北樺太従業員人名の件」はアジ歴Ref.C10128293400、大正3年9月 大正戦役 戦時書類 巻179

北辰会薩哈唎洲関係(防衛省防衛研究所)を参照した。

(67) 「海軍燃料沿革」六七二頁

(68) 「岸科日誌」大正九年二月二五日程

(69) 「朝日新聞」一九二二年四月三日四頁

(70) 「岸科日誌」大正九年二月二五日程

(70) 「大正十年度対薩哈唎州策私見」アジ歴Ref.C10128504300、大

正3年9月 大正戦役 戦時書類 巻216 露領出兵関係1

(防衛省防衛研究所)

- (72) 「海軍燃料沿革」 七一六頁
- (73) 「海軍燃料沿革」 七二六頁
- (74) 「海軍燃料沿革」 七二七頁
- (75) 「北樺太油田基調書」
- (76) ジャパンデジタルアーカイブズセンター蔵「第四回営業報告書株式会社北辰会」
- (77) 三菱合資株式会社編「三菱社誌」(三菱社誌刊行会復刻『三菱社誌』三一巻一九八一年、東大出版会) 大正一〇年二月二二日条(五六三三頁)、大正一一年六月三〇日条(五八七三頁)、大正一一年一月二九日条(五九一八頁)より。以下『三菱社誌』と略称。引用箇所の年月日、巻番号、引用頁を付す。
- (78) 一九二〇年八月一二日の「臨時軍事費油田調査に関する覚追加」には、「七、(ロ) 完成後の各試掘井より出油ある場合に於いては何れも北辰会をして便宜之を処理せしむ」とある。『海軍燃料沿革』七〇九頁。なお、一九二二年のオハ噴油によりこの条項は次のように書きかえられた。「七、(ロ) 試掘中の出油は左の区分に依り之を処理す。(二) 現地における作業用燃料又は居住採暖の目的に供するものは北辰会をして任意処理せしむ。
- (二) 前項以外の出油に対しては海軍に於いて之を保有す 試掘後北辰会油井の出油に対しては海軍は時価以内にて購買の優先権を保有し政府保留鉱区の油井の出油に対しては其の採田の実費を北辰会に支払い政府に収容するか又は歩油を政府に納入せしめ北辰会をして採油せしむるものとす。」
- (79) 北辰会規約第八条参照

(80) 「北樺太油田基調書」

- (81) 「岸科日誌」大正九年二月八日条
- (82) 井口東輔「現代日本産業発達史Ⅱ 石油」(交詢社出版局、一九六三年) 付録編七四頁
- (83) 三菱鉱業セメント株式会社総務部社史編纂室編『三菱鉱業社史』(三菱鉱業セメント株式会社、一九七六年) 三二六頁
- (84) 前掲『三菱鉱業社史』三二七頁
- (85) アジ歴 Ref. B0401129100、外国鉱山関係雑件／露国ノ部 第二巻(一九〇〇)(外務省外交史料館) 以下「外国鉱山関係雑件／露国ノ部 第二巻」と表記。
- (86) 一九一九年二月一日に三菱合資会社査業課長奥村政雄から芹澤參事官に宛てられた書簡には「一昨年並びに昨年に亘り弊社にて樺太炭田の殆ど全部は露国商會社スタヘーフ社有の鉱区に有之而亜歴山府(アレキサンドロフスクのこと。筆者註。)の炭田は露国政府の封鎖に係り探聞する処にては亜歴山港を築港せしものへ封鎖炭田を代価として払い下ぐる旨法案を発表せられ：右スタヘーフ会社は帝政時代より築港を為すべき旨默契：」とあり、帝政時代から亜港築港を代償に封鎖炭田を与える方針があったことが分かる。「外国鉱山関係雑件／露国ノ部 第二巻」
- (87) 一九一九年四月五日佐藤総領事から内田外務大臣への書簡によれば「(佐藤の言) 三菱がアレクサンドロフスク港を建設する代わりに右炭鉱(封鎖炭田のこと。筆者註。) 採掘権を得た旨オムスク政府に請願したるは全然経済的の意義を有し少しも政治的色彩を帯ぶるものにあらず：(オムスク政府外務大臣代理の言) 三菱の見地よりすれば然ることながら露国側より見れば政治的意

義を有すること前述の通りにして（三菱の要求する封鎖炭田は鋼鉄製造に適している旨オムスク政府外務大臣代理は指摘していた。筆者註。）若し漠然たる経済問題として之を取り扱はば三菱其他バザリン英米資本家等既に採掘権許可を請願し居るもの其他米國資本家の間に競売に附する方露國政府の為有利にして築港は競売の結果採掘権を得たるものをして之を為さしむべし」とあり、オムスク政府は封鎖炭田を開発許可する企業には亜港築港を請け負わせることにしていたことが分かる。「外国鉾山関係雑件／露國ノ部 第二卷」

(88) 「外国鉾山関係雑件／露國ノ部 第二卷」

(89) 『三菱社誌』大正七年二月二七日条、二九卷、四五七三頁。

(90) 「外国鉾山関係雑件／露國ノ部 第二卷」

(91) 「海軍燃料沿革」六六五頁

(92) 一九二〇年二月には、スタヘーフ所有炭田につき久原鋳業に優先権を与える覚書が定められていた（「外国鉾山関係雑件／露國ノ部 第二卷」）。さらに、一九二〇年四月一八日の段階で久原鋳業宛にスタヘーフ商会支配人カーシンが樺太における石炭事業に関する契約締結の件について、具体的な契約案を書簡にて送っている（日鉾記念館蔵「竹内史料」）。

(93) 一九二〇年八月四日に内田外相発在浦塩松平政務部長宛書簡では、「スタヘーフ商会は従来三井（三菱と間違えたのだろうか。筆者註。）久原等との間に樺太利権に関する交渉を進めつつありしか今回さらに北樺太の炭鉾に付ビューリントンと交渉を進め同人は調査の為樺太渡航を企て目下函館に滞在中なり。就いては貴官はスタヘーフ側（貴地支配人カーシン）に対し日本側との従来

の関係を無視するは面白からざるのみならず樺太の利権関係については日本側との提携に非ざれば何事も為し得ざるべき」とあり、日本側がスタヘーフとビューリントンの関係を警戒している事が分かる。「外国鉾山関係雑件／露國ノ部 第二卷」

(94) 「海軍燃料沿革」七一六頁

(95) 「外国鉾山関係雑件／露國ノ部 第二卷」

(96) 「外国鉾山関係雑件／露國ノ部 第二卷」

(97) 三菱史料館蔵「北樺太炭田に干する海軍省の覚書写」（登録番号MA-08119-002）なお表紙には「大正九年十一月十六日付海軍省副官野村氏より木村（寿弥太。筆者註。）氏宛一書」とある。

(98) 『三菱社誌』大正九年九月二九日条、三〇卷、五二五四頁

(99) 「岸科日誌」大正九年九月二日条

(100) 「岸科日誌」大正九年九月四日条

(101) 「岸科日誌」大正九年一月二日条

(102) 「岸科日誌」大正九年一月四日条

(103) 『三菱社誌』大正九年二月六日条、三〇卷、五二八三頁

(104) 「岸科日誌」大正一〇年一月二日条

(105) アジ歴Ref. C03010273500、大正10年「西密受大日記自1月至4月」（防衛省防衛研究所）

(106) 「岸科日誌」大正一〇年三月二日条

(107) 「海軍燃料沿革」八二頁

(108) 海軍は大正二二年四月に、北樺太油田炭田に於ける見積もり価格とその評価をまとめた。アジ歴Ref. B07090834200、薩哈連州占領地施政一件／北樺太資源調査及評価（B-5-2-6-0-33_4）（外務省外交史料館）

- (109) 海軍省軍需局長中里重次（後に初代北樺太石油株式会社社長）の名で記された報告書。広田外務省欧米局長に宛てられている。
 「アン歴Ref. B07090832300」、薩哈連州占領地施政一件／北樺太産業施設方針（B5-260-33-2）（外務省外交史料館）。以下「薩哈連州占領地施政一件／北樺太産業施設方針」と称す。
- (110) 国立公文書館蔵「第五十七回帝國議会議明材料（其ノ一）・海軍省／軍需局関係」（本館2A-042-00・昭46総00019100）
- (111) 『三菱社誌』大正一〇年七月一日条、三一巻、五五五頁、大正一一年四月二八日条、三一巻、五八四〇頁
- (112) 寺島敏治「北樺太西海岸、土威炭鉦成立をめぐって」（『史流』三六号、北海道教育大学史学会、一九九六年）三四頁
- (113) ドウエ炭の特殊性は一九二二年にかけて有名化するがそれまではあまり知られていない。三菱史料館蔵「営業報告書第一期大正一一年2月10日-9月30日写」（登録番号MA-08119-010）
- (114) 一九二〇年九月二八日の覚書には、「尚調査終了の後は之を我が実業家の組合に移して経営するの計画並諒解等あり」とある。
 「海軍燃料沿革」七一七頁
- (115) 『三菱社誌』大正一〇年三月二六日条、三一巻、五五二頁
- (116) 三菱史料館蔵「東京ニ於ケル北薩哈連採炭シンジケート本部会議議事録第113、15号・北樺太炭業組合本部会議議事録第16-23、27、33-34号」（登録番号MA-09001-001）
- (117) 「外国鉦山関係雑件／露国ノ部 第二巻」
- (118) 『三菱社誌』大正一〇年七月八日条、三一巻、五五六頁
- (119) 『三菱社誌』大正一〇年二月二三日条、三一巻、五六二頁
- (120) 『三菱社誌』大正一〇年二月二一日条、三一巻、五六三頁
- (121) 『三菱社誌』大正一〇年二月二七日条、三一巻、五六三四頁
- (122) 三菱史料館蔵「三菱合資会社と薩哈連企業組合との契約書（写）」（登録番号MA-08119-008）
- (123) 「久原、北辰会協定覚書」には「参、北辰会は大正五年三月以降久原鉦業株式会社が北樺太油田開発計画及び調査に關して支出したる実費の補償を為すものとす」とある。「北樺太油田基調書」参照。
- (124) 前掲細谷書、一九三頁
- (125) 「薩哈連州占領地施政一件／北樺太産業施設方針」
- (126) 国立公文書館蔵「第五十四回帝國議会議明材料（其ノ二）・昭和二年十二月・海軍省」（本館2A-042-00・昭46総00012100）
- (127) 久原房之助と田中義一の關係については、前掲『久原房之助』三二九頁-三五〇頁に詳しい。また、高倉徹一編『田中義一伝記上巻』（田中義一伝記刊行会、一九五八年）には、久原房之助が「序」を記し、自身と田中の關係について述べている。
- (128) 詳細は広瀬順浩編『田健次郎日誌一―四』（芙蓉書房出版、二〇一四年）を参照。林謙吉郎は南洋航路の動向について田と關係があり、また田辺は南洋航路や久原家の私的な事項（例えば久原の兄の田村市郎夫妻不和を調停する、大正七年六月一九日、第四卷八〇頁）についての相談、報告を行っていた。
- (129) 「北樺太油田基調書」